

令和3年度版

久慈市の環境

(令和2年度実績報告書)

久 慈 市

目次

■ 第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景.....	2
2	目的.....	3
3	位置づけ.....	3
4	期間.....	4
5	対象地域.....	4
6	主体.....	5
7	計画で扱う環境の範囲.....	5
8	施策の体系.....	6

■ 第2章 環境の現状と課題

1	市の概要.....	8
2	生活.....	12
3	生き物.....	19
4	自然.....	22
5	廃棄物等.....	24
6	参加・協働.....	26

■ 第3章 望ましい環境像

1	望ましい環境像.....	28
2	第2次環境基本計画の施策体系.....	29

■ 第4章 環境施策の実施状況

1	大気汚染の防止.....	34
2	水質保全・排水処理対策の推進.....	35
3	土壌・地下水汚染の防止.....	37
4	騒音・振動、悪臭の防止.....	37
5	生物多様性の確保.....	38
6	森林の保全.....	39
7	農地の保全.....	40
8	身近な自然とのふれあいの促進.....	41
9	ごみの減量化と資源の循環的利用の促進.....	43
10	廃棄物の適正処理.....	46
11	地球環境の保全.....	50
12	環境保全活動を担う人材の育成.....	52

■ 第 5 章 地球温暖化対策実行計画点検結果

1 地球温暖化対策実行計画.....	58
2 事務事業編.....	59
3 区域施策編.....	62

■ 資料編

1 環境基本条例.....	72
2 環境基準.....	76
3 環境用語解説.....	83

kuji

第1章

計画の基本的事項

本書は環境基本条例第8条に基づき策定した「久慈市環境基本計画」に掲げる進捗状況の点検結果を含め、環境の状況並びに環境施策の実施状況の概要を取りまとめたものです。

- 1 計画策定の背景
- 2 目的
- 3 位置づけ
- 4 期間
- 5 対象地域
- 6 主体
- 7 計画で扱う環境の範囲
- 8 施策の体系

1 計画策定の背景

久慈市では、市の環境の保全と創造に関する基本理念を定め、環境に関する取り組みの基本的な方向を示した「久慈市環境基本条例（以下、環境基本条例）」が2006年3月に施行され、その具現化に向けて環境に関する長期的な目標や施策の方向性等を示した「久慈市環境基本計画（以下、環境基本計画）」を2009年3月に策定しました。そして、この環境基本計画に基づき、市が目指す環境像の実現に向けて、市や市民・事業者がそれぞれの立場で環境の保全と創造のための取り組みを進めています。

環境基本計画策定後、2006年に策定された第1次総合計画の内容を基本とした第2次総合計画が2016年度に策定され、まちづくりの基本理念として「子どもたちに誇れる笑顔日本一のまち 久慈」を掲げ、新たな総合計画のもと動き始めています。

また、2005年2月に発効された京都議定書の後継となるパリ協定が2015年に合意され、地球温暖化対策に関する世界共通の長期目標が掲げられ、日本を含む全ての参加国に排出削減の努力が求められるなど、環境行政を取り巻く状況が変化しています。

このような状況を踏まえ、久慈市の環境の現状やこれまでの推進状況を整理し、今後の環境課題に応じた、環境基本計画の策定を行います。

環境基本条例に掲げる4つの基本理念

基本理念1

環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していくよう適切に行われなければならない。

基本理念2

環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築するように行われなければならない。

基本理念3

環境への負荷の低減は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

基本理念4

地球環境保全は、地域の環境が深く関わっていることを考慮し、すべての者がそれぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

2 目的

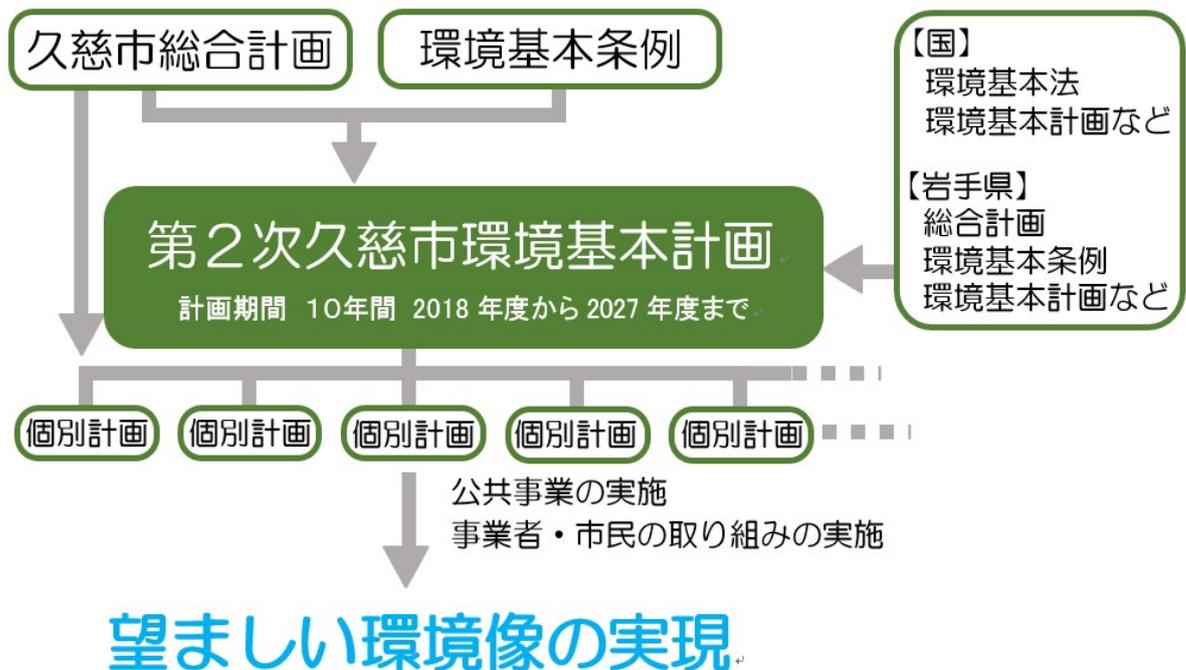
本計画は、環境の保全と創造に関する長期的な目標及び施策のあるべき方向性を明確にし、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

そこで本計画では、環境基本条例の基本理念に基づき、本市が目指す望ましい環境像のあり方や環境の保全及び創造の施策の基本方向を定め、市、市民及び事業者が協力して取り組むことを目的とします。

3 位置づけ

本計画は「第2次久慈市総合計画」を上位計画とし、本市における環境行政の根幹として各施設や各分野の個別計画を環境という視点から整合性を持たせ、具体化していくための基本計画として位置づけられます。

本市のまちづくり、各種施設の環境に関するすべての事項については、本計画の方針に沿って策定、推進されます。



4 期間

本計画の期間は、環境施策が十分な成果をあげるために必要な期間として、また社会情勢の変化や科学技術の進歩による計画見直し時期として、平成30年度（2018年度）から令和9年度（2027年度）までの10年間とします。

また、「第2次久慈市総合計画」との整合を図るためにも、必要に応じて見直しを行うことで、本計画を着実に推進していきます。



5 対象地域

原則として、市域全体を対象区域とします。ただし、行政区域を越えて広域的な連携が必要となる取り組みについては、国、県、周辺市町村との連携を視野に入れ進めていきます。



6 主体

本計画では、環境基本条例に基づき、市、事業者及び市民を主体とします。

主な役割



市

施設の整備などの事業や日常の業務を行うにあたり、環境配慮に努めます。また、市民、事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を促進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。



市民

市民一人ひとりが人と環境との関わりについて関心と理解を深め、日常生活の中での環境配慮を、できることから実践するとともに、環境活動に積極的に参加します（市民団体も含まれます）。



事業者

事業活動において法令に定められた事項を遵守するほか、廃棄物の減量化、再生資源の積極的な利用、温室効果ガス排出量の削減など、環境への負荷の低減に努め、環境活動へも積極的に参加します。

7 計画で扱う環境の範囲

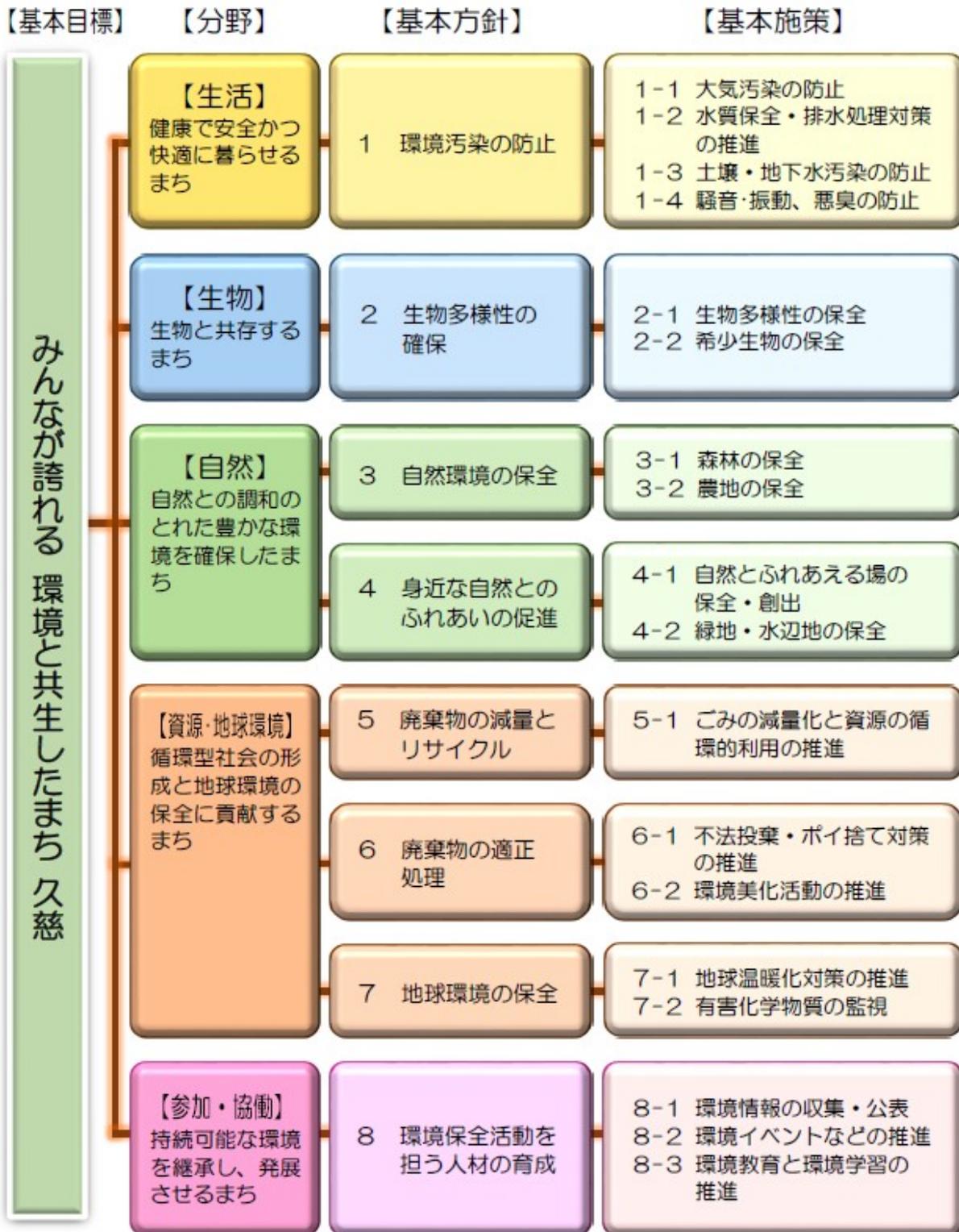
本計画は、環境基本条例で定める施策の基本方針に基づき、従来の環境問題であった典型 7 公害*や自然環境の保全などに加え、廃棄物問題、環境教育及び環境学習までを範囲に含めます。また、近年の環境問題は、地域的な問題だけでなく地球規模へ広がりをもつため、地球環境を保全する取り組みも含めます。

対象とする環境の範囲

生 活	大気、水、土壌、音、におい など
生 き 物	動物、植物、生態系 など
自 然	森林、農地、水辺地、公園 など
資源・地球環境	廃棄物、資源、エネルギー、地球温暖化対策 など
参 加 ・ 協 働	環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動 など

8 施策の体系

施策体系を以下のとおりとします。



kuji

第2章

環境の現状と課題

- 1 市の概要
- 2 生活
- 3 生き物
- 4 自然
- 5 廃棄物等
- 6 参加・協働

1 市の概要

(1) 位置

● 概況

岩手県における位置

久慈市の位置

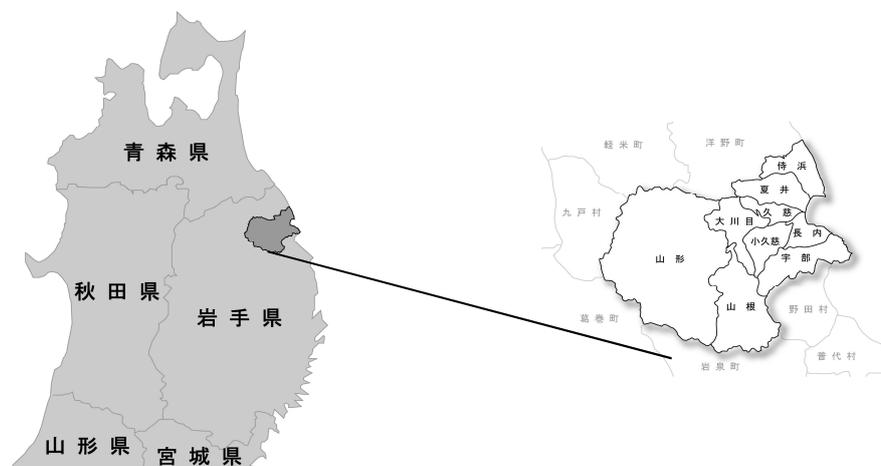
東経 141° 27' ~141° 52'

北緯 40° 00' ~40° 17'

東西 35.80km

南北 32.06km

面積 623.50km²

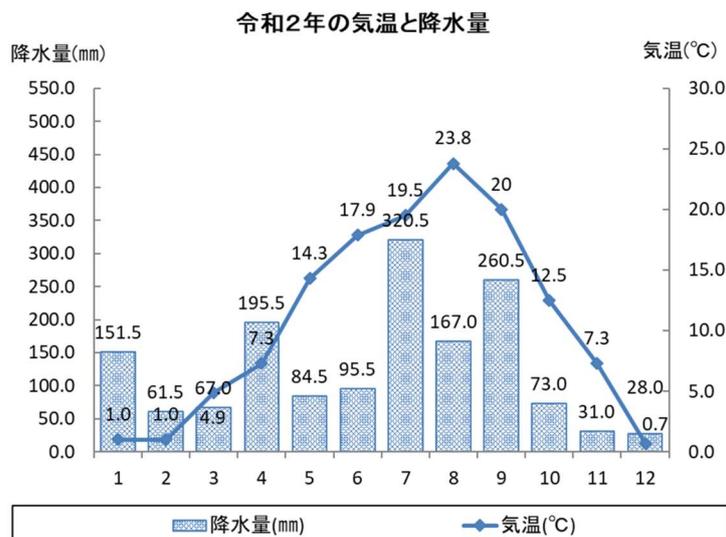


(2) 気象

● 概況

気温と降水量

令和2年の年平均気温は10.9℃と観測史上2番目に高い年平均気温となりました。年間降水量は1,535.5mmと観測史上1位となりました。



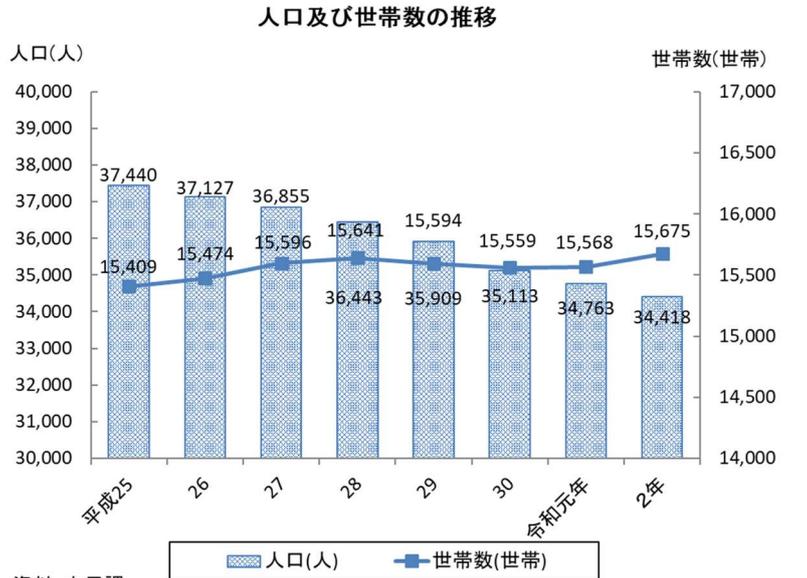
資料: 気象庁

(3) 人口

● 概況 ●

人口・世帯数

市の人口は 34,418 人で前年より 345 人減少し、世帯数は 107 世帯増加し、15,675 世帯となりました。

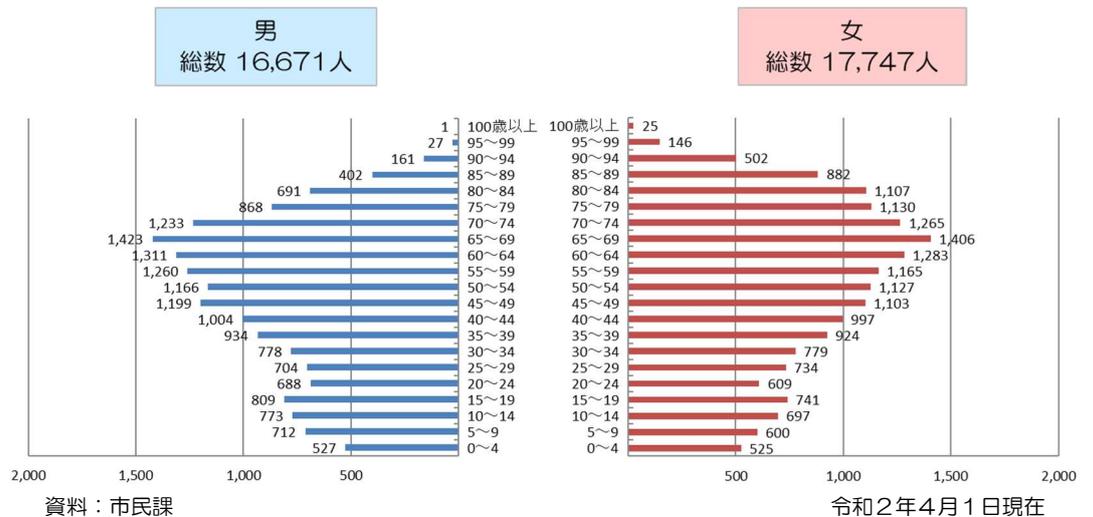


各年4月1日現在

(注)平成 25 年度より人口及び世帯数に外国人住民を含んでおります。

年齢別人口

総人口に占める年少（0～14 歳）人口の割合は約 11.1%で、生産年齢（15～64 歳）人口の割合は約 56.1%、老年（65 歳以上）人口は約 32.7%となっています。



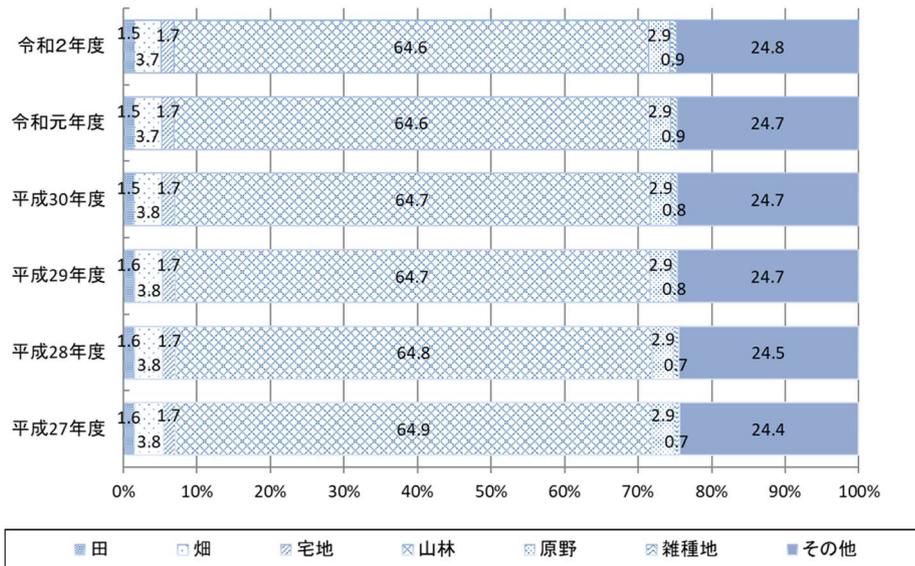
(4) 土地利用

概況

土地利用面積

本市の令和3年1月1日現在における土地地目別面積の割合は、山林が64.6%、その他が24.8%、原野が2.9%となっており、市域に占める自然的土地利用の割合が9割以上となっています。

土地地目別面積割合の推移



資料：税務課

各年度1月1日現在

※数値は端数処理しているため、合計が100%にならない部分があります。

用途地域等指定状況

本市の都市計画区域^{*}は、隣接する野田村と一体となって指定されています。また、用途地域は、久慈地区、長内地区を中心に約790haが指定されています。

区 分	面 積
都市計画区域	約 4,584
用途地域別	約 790
第1種低層住居専用地域	約 150
第1種中高層住居専用地域	約 70
第2種中高層住居専用地域	約 32
第1種住居地域	約 302
第2種住居地域	約 16
近隣商業地域	約 28
商業地域	約 49
準工業地域	約 33
工業地域	約 89
工業専用地域	約 23
その他の主な地域（地区街区含む）	約 197
準防火地域	約 80
臨港地区	約 117

資料：建設企画課

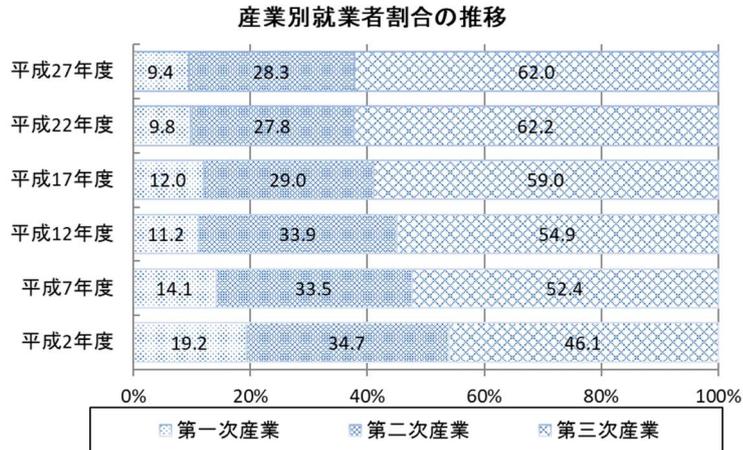
注)単位未満四捨五入のため、総数と内訳が合わない場合があります。

(5) 産業構造

●
概
況

産業別就業者数割合

本市の平成 27 年 10 月 1 日現在における産業別就業者数の割合は、第一次産業が 9.4%、第二次産業が 28.3%、第三次産業が 62.0%です。
年々、第一次産業就業者率が減少しています。



資料：地域づくり振興課(国勢調査)

各年10月1日現在

注)数値は分類不能の産業を含んでおりません。

(6) 交通

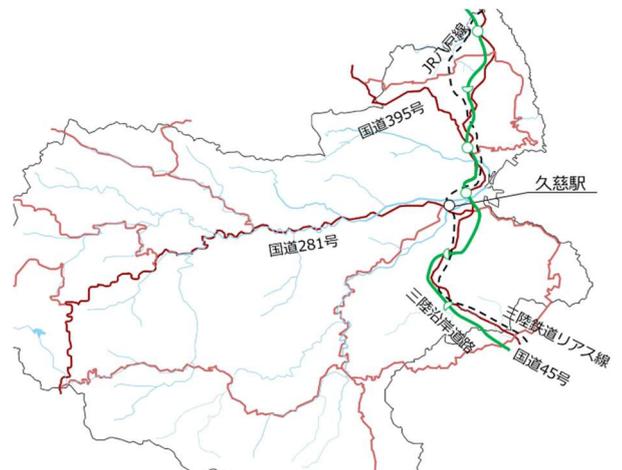
●
概
況

道路

本市の主要な幹線道路は、一般国道 45 号、281 号、395 号があります。一般国道 45 号から接続する三陸沿岸道路が令和 3 年 12 月に全線開通しました。

鉄道

本市の鉄道は、JR 八戸線と三陸鉄道リアス線があり、市民の通勤・通学の主要な交通機関となっています。



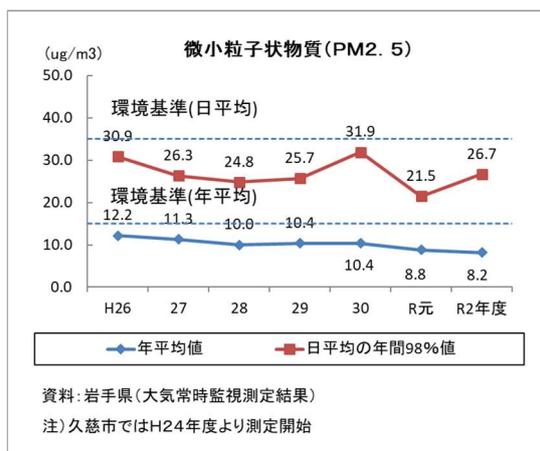
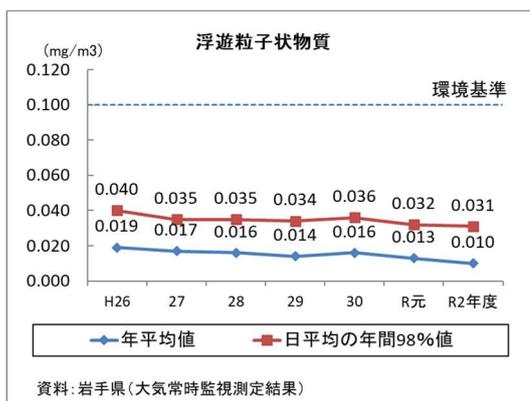
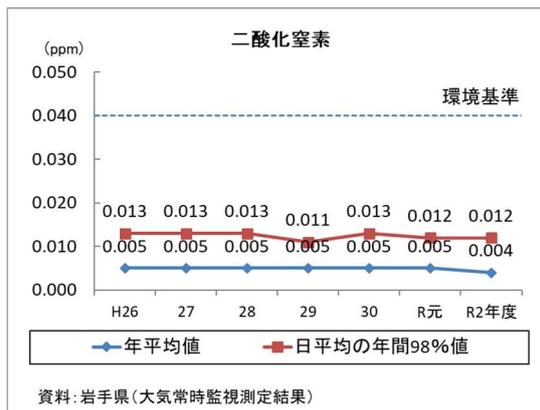
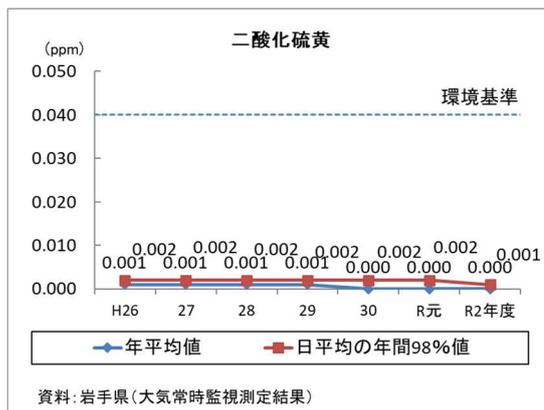
2 生活

(1) 大気

● 現況 ●

大気の状態

市内八日町に一般環境大気測定局*が置かれ、岩手県が常時監視を行っておりますが、測定結果は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）の全測定項目で環境基準を達成しています。



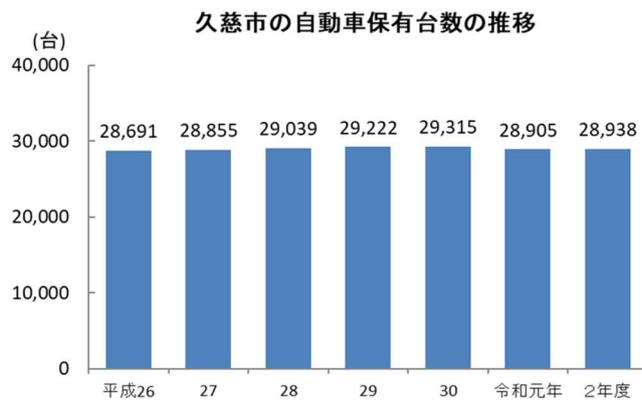
大気環境への負荷

【自動車】

令和2年度の市内の自動車の保有台数は、前年度を上回り、33台の増加となりました。車種別では48.2%が軽自動車、38.1%が乗用自動車となっています。

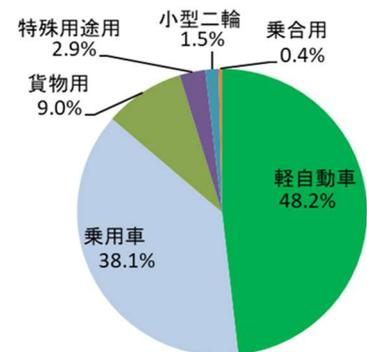
自動車は、走行中のほか渋滞や信号待ち、駐車中等のアイドリングによる大気汚染物質の発生源となるため問題となっています。

そのため、アイドリングストップ※や低公害車※のほか、化石燃料を使用しない電気自動車等の利用促進をさらに推進していかなければなりません。



資料：東北運輸局岩手運輸支局

令和2年度の車種別自動車保有割合

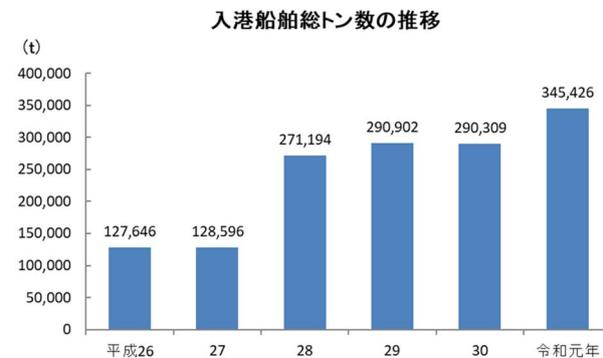


資料：東北運輸局岩手運輸支局

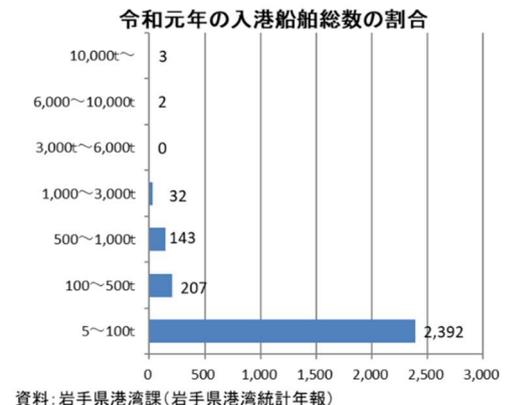
【船 舶】

令和元年久慈港の入港船舶総トン数は、平成30年と比べて約19%増の345,426トンとなっています。

入港船舶の総数は2,779隻となり、5総トン以上100総トン未満の船舶が2,392隻(約86.1%)と最も多く、次いで100総トン以上500総トン未満の船舶が207隻(約7.5%)となっています。



資料：岩手県港湾課(岩手県港湾統計年報)



資料：岩手県港湾課(岩手県港湾統計年報)

(2) 水質

● 現況

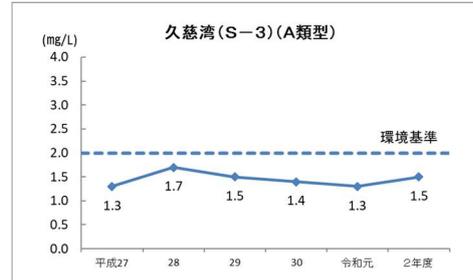
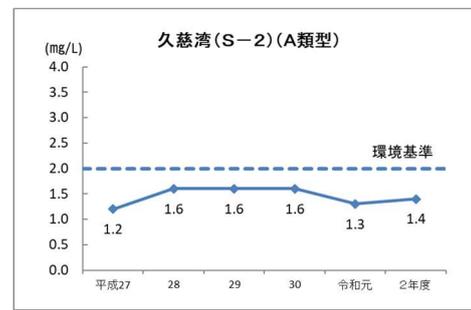
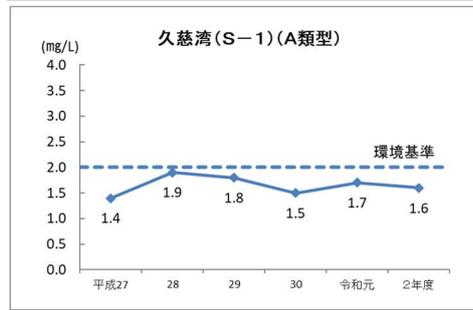
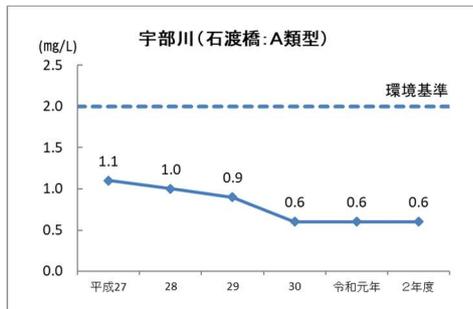
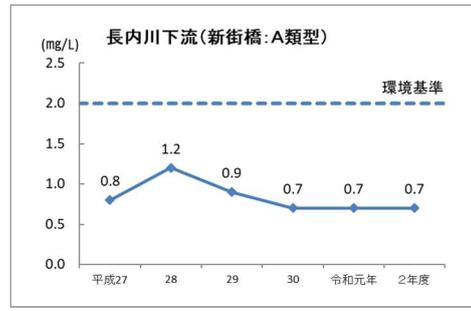
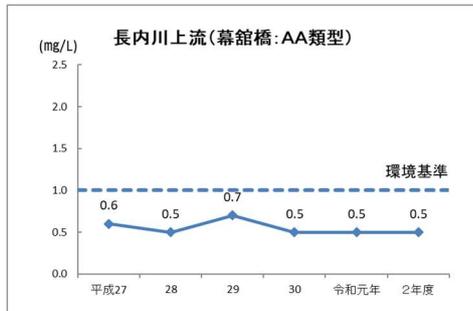
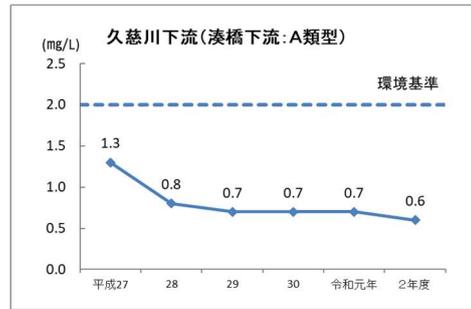
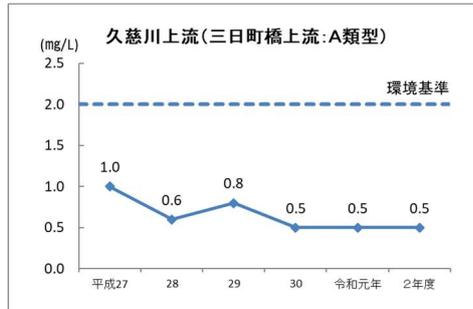
河川・海域等の測定結果

市内の公共用水域等において、定期的に水質測定を行っております。令和2年度の測定結果は、水質汚濁の代表的指標の生物化学的酸素要求量（BOD）[※]は全測定地点で環境基準を達成しており、また海域の化学的酸素要求量（COD）[※]についても全測定地点で環境基準を達成しております。

なお、県が行っている海水浴場水質調査の結果、舟渡海水浴場は「水質 AA」となり、病原性大腸菌O-157についても不検出となっております。

生物化学的酸素要求量（BOD）

化学的酸素要求量（COD）



資料：河川：久慈市

海域：岩手県（公共用水域水質測定結果）

注）河川の値は平均値、海域の値は75％値で算出しております。

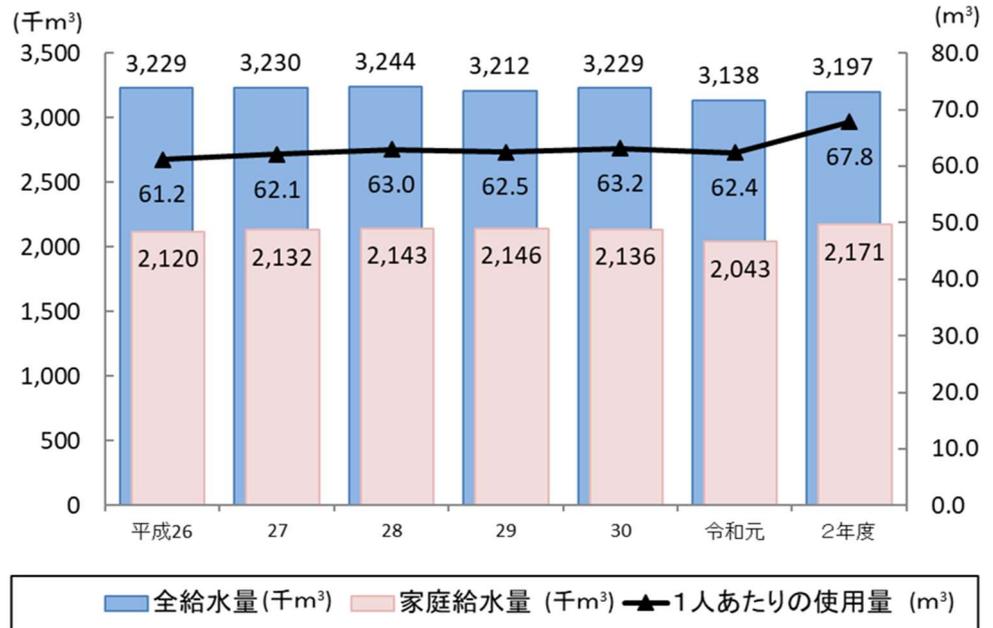
上下水道普及状況

【上水道】

上水道の普及状況は、令和2年度末（平成3年3月末時点）において給水人口が32,037人となっており、総人口33,713人に対する普及率は95.0%に達しています。

令和2年度は、令和元年度と比較し、ほぼ同水準の状況となっています。

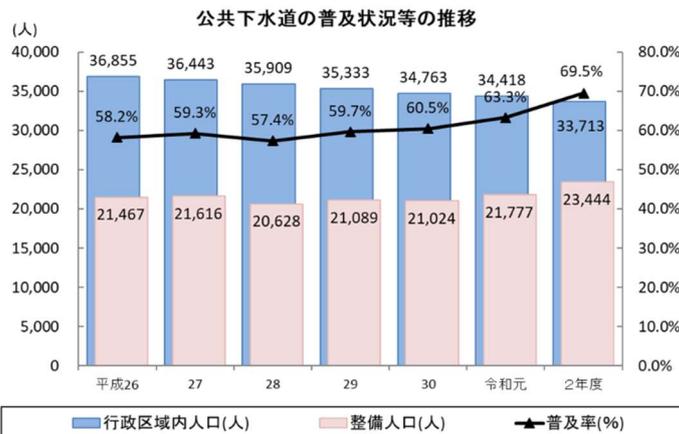
上水道の給水量等の推移



資料：上下水道部

【下水道】

市では、水質の汚濁負荷を低減するため、公共下水道や浄化槽*等の污水处理施設の整備を進めているものの、その普及率は69.5%と低い状況にあります。



資料：上下水道部

污水处理施設の普及状況

種類	普及人口
公共下水道	15,206
漁業集落排水	3,183
浄化槽	4,970
農業集落排水	0
コミュニティプラント	85
合計	23,444

令和3年3月31日現在
資料：上下水道部

(3) 土壌・地下水

● 現況 ●

土壌及び地下水質の測定は岩手県が行っていますが、地下水質の定期モニタリング[※]調査の結果、2地点で環境基準値又は指針値を超過しておりました。

なお、環境基準又は指針値を超過した地点については、久慈保健所において、継続監視並びに必要な応じて指導等を実施しています。

令和2年度 地下水測定結果

調査地点	調査日	調査結果
概況調査	小久慈町	10月26日 環境基準を達成
	大川目	10月26日 環境基準を達成
継続調査	長内町	11月30日 ふっ素で環境基準値を超過
	中央	11月30日 全マンガンで指針値を超過
	寺里	11月30日 環境基準を達成

資料: 岩手県(地下水質測定結果)

(4) 近隣公害

● 現況

騒音

騒音については、自動車騒音の常時監視や一般騒音の測定を実施しております。

自動車騒音常時監視結果

実施年度	路線名	評価区間番号	始点	終点	車線数	評価区間延長	対象戸数(戸)	昼夜とも基準値以下(戸)	昼のみ基準値以下(戸)	夜のみ基準値以下(戸)	昼夜とも基準値超過(戸)
平成28年度	一般国道281号	11460-1	八日町	二十八日町	2	0.6	159	159	0	0	0
		11460-2	大沢	八日町	2	1.3	190	190	0	0	0
		11470-1	二十八日町	長内町	2	0.4	172	172	0	0	0
平成29年度	一般国道281号	11480-1	長内町	長内町	2	1.2	234	234	0	0	0
		11480-2	長内町	長内町	2	0.2	9	9	0	0	0
	一般県道久慈停車場線	60340-1	中央	中央	2	0.1	15	15	0	0	0
	一般県道陸中夏井停車場線	60350-1	夏井町	夏井町	2	0.1	15	15	0	0	0
	一般県道野田長内線	62150-1	長内町	長内町	2	0.8	65	65	0	0	0
平成30年度	一般国道45号	11030-1	長内町	長内町	2	0.1	3	3	0	0	0
		11040-1	長内町	長内町	2	0.8	2	2	0	0	0
		11040-2	新井田	新井田	2	0.3	41	41	0	0	0
		11050-1	新井田	旭町	2	0.5	50	50	0	0	0
令和元年度	一般国道395号	21120-1	新井田	夏井町	2	2.4	324	324	0	0	0
	一般県道陸中夏井停車場線	60310-1	夏井町	夏井町	2	0.1	14	14	0	0	0
令和2年度	主要地方道久慈岩泉線	40170-1	中央	田高	2	0.8	125	125	0	0	0
		40170-2	田高	小久慈町	2	1.8	228	228	0	2	0

資料：生活環境課

公害苦情の状況

公害苦情については、昨年度より1件の減少となりました。

区分	総数		大気汚染		水質汚濁		騒音		振動		悪臭		その他	
	苦情	処理	苦情	処理	苦情	処理	苦情	処理	苦情	処理	苦情	処理	苦情	処理
平成16年度	10	9	-	-	-	-	1	1	-	-	3	2	6	6
17	15	12	-	-	3	3	-	-	1	1	6	5	5	2
18	16	14	1	1	5	5	1	1	-	-	7	6	2	1
19	11	8	2	2	3	3	1	-	-	-	4	2	1	1
20	11	8	-	-	1	1	2	2	-	-	8	5	-	-
21	16	8	-	-	3	3	2	2	-	-	11	3	-	-
22	13	7	-	-	4	2	-	-	-	-	9	5	-	-
23	4	3	-	-	2	2	-	-	-	-	2	1	-	-
24	8	8	1	1	-	-	1	1	-	-	3	3	3	3
25	10	10	5	5	-	-	-	-	-	-	3	3	2	2
26	12	12	-	-	3	3	3	3	-	-	3	3	3	3
27	7	6	1	1	1	1	2	2	-	-	2	1	1	1
28	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2
29	9	9	3	3	-	-	1	1	-	-	3	3	2	2
30	3	3	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	1	1
令和元年度	7	7	-	-	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1
令和2年度	6	6	-	-	1	1	-	-	-	-	5	5	-	-

資料：生活環境課

注) 処理件数は前年からの繰越を含む。

環境保全協定

令和2年度は新たに1件の環境保全協定を締結し、年度末時点での協定の締結総件数は64件となりました。

(5) 有害化学物質(ダイオキシン類)

● 現況 ●

ダイオキシン類^{*}については、岩手県において大気、公共用水域（河川、海域）、地下水及び土壌の汚染状況調査を実施しております。

令和元年度は市内の河川（久慈川）及び久慈湾で調査を実施し、結果は全て環境基準を下回っています。

また、山形町にあります^{*}2,4,5-T系除草剤埋設地の定期点検を5月と10月に東北森林管理局、県北広域振興局及び市により実施した結果、異常は認められませんでした。

ダイオキシン類測定結果(大気)

調査地点	調査年度	調査結果 (pg-TEQ/m ³)	環境基準 (pg-TEQ/m ³)
久慈市夏井町	令和2年度	0.0051	0.6以下

ダイオキシン類測定結果(公共用水域)

調査地点		調査年度	調査結果 水質(pg-TEQ/L) 底質(pg-TEQ/g)	環境基準 水質(pg-TEQ/L) 底質(pg-TEQ/g)
河川	久慈川	令和2年度	湊橋付近(水質)	1以下
			湊橋付近(底質)	150以下
	遠別川	令和2年度	向渡橋付近(水質)	1以下
			向渡橋付近(底質)	150以下
	夏井川	令和2年度	旧夏井橋付近(水質)	1以下
			旧夏井橋付近(底質)	150以下
海域	久慈湾	令和元年度	S-1(水質)	1以下
			S-1(底質)	150以下

ダイオキシン類測定結果(地下水)

調査地点	調査年度	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
小久慈町	平成24年度	0.034	1以下
山形町	平成30年度	0.033	1以下

ダイオキシン類測定結果(土壌)

調査地点	調査年度	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
中町	平成29年度	5.0	1,000以下
長内町	平成29年度	0.021~2.1	1,000以下

資料: 岩手県(ダイオキシン類環境モニタリング調査結果)

※ 2,4,5-T系除草剤埋設問題

昭和59年、当時の林野庁において、毒性が強いダイオキシンを含む2,4,5-T系除草剤を不適正処分していたことが発覚。全国的な問題となり、久慈市の国有林内にも昭和46年に埋設処分していたことが判明した。

現在は、岩手県及び関係市町村で構成する「2,4,5-T系除草剤埋設地問題連絡協議会」を設置し、撤去を含む恒久対策等について東北森林管理局に対し要望するとともに関係機関による定期点検を実施している。

●
現
況
●

日常生活の中で様々な野生生物を見ることができます。生息状況等のデータに乏しく、近年の動向は十分に把握できていませんが、飛来するカモ、白鳥などが増えています。

【哺乳類】

人里の近くでは、カモシカ、ノウサギ、キツネ、タヌキ等、遠島山や和佐羅比山ではツキノワグマなどの哺乳類の生息が確認されています。

近年はツキノワグマなど野生動物による農業被害が確認されているほか、高い繁殖能力を持つニホンジカの生息が確認されており、今後の農林業被害が懸念されています。

【鳥 類】

久慈川や長内川では、オオハクチョウ、マガモ、カルガモ、コガモ等の20種類近くのガンカモ類が確認されています。山野では、ウグイス、キジ、アカゲラやカッコウ等がみられます。また、イヌワシ、クマタカ、ハヤブサ等の猛禽類の生息も確認されています。

【両生類・は虫類】

山形町ではモリアオガエル、宇部川支流（野田村）ではトウホクサンショウウオ、安家川や小本川の上流（岩泉町）ではハコネサンショウウオが確認されています。

【昆虫類】

日本には10万種以上が生息するといわれています。このうち、チョウセンアカシジミ（蝶類）は、久慈市の天然記念物に指定されていますが、その生息数は激減しています。なお、市内に生息する蝶類は、オオムラサキやヒメギフチョウ、ゴマシジミなど100種以上が確認されています。

【魚 類】

サケ、サクラマス（ヤマメ）、アユ、ウグイ等の生息が確認されています。また、絶滅が危惧されている種では、イトヨやスナヤツメ、エゾウグイの生息が確認されています。

(2) 植物

● 現況

植物については、侍浜のアカマツ林やハマハイビャクシン群落、久慈溪流の石灰岩植物が特定植物群落^{*}に指定されているほか、絶滅の危機に瀕している種や絶滅の危機が増大している種に該当する貴重な植物 20 種が生育していると言われていたますが、データに乏しい部分があります。

また、国の天然記念物に指定されている長泉寺の大イチョウをはじめとして、市内の 14 本の巨樹・巨木を市の天然記念物に指定し、保全に努めています。

特定植物群落

環境省では、特定植物群落選定基準に基づき、わが国における植物群落の中から特定植物群落を選定し、本市では 7 件が指定されています。

本市の特定植物群落

件名	相観区分	立地区分	標高	面積
侍浜のアカマツ林	常緑針葉高木林植物	一般（気候立地）	160～189m	7.21ha
久慈溪流の石灰岩地植生	岩上多礫地草本植生	石灰岩地	50～150m	50ha
侍浜のハマハイビャクシン群落	冷温帯夏緑広葉高木林	大岩塊上	20m	15ha
安家川源流地帯のブナ林	植生一般冷温帯夏緑広葉高木林	一般（気候立地）	660～1,239m	400ha
安家石灰岩地帯の植生（安家）	岩上多礫地草本植生	石灰岩地	300～700m	100ha
平庭高原のシラカハ林	冷温帯夏緑広葉高木林	褐色森林土	740m	40ha
内間木のコナラ・ミズナラ林	冷温帯夏緑広葉高木林	褐色森林土	440～500m	10ha

資料：日本の重要な植物群落Ⅱ 東北版Ⅰ（昭和63年 環境庁編）

本市の貴重な個体植物

科	種名	科	種名
オシダ科	イワカゲワラビ	ユキノシタ科	ヤブサンザシ
	イワウサギシダ	マメ科	タイツリオウギ
チャセンシダ科	イチョウシダ		ヒロハクサフジ
シノブ科	シノブ	スミレ科	ゲンジスミレ
カバノキ科	チチブミネバリ	アカネ科	オオキヌタソウ
アカザ科	イワアカザ	キキョウ科	ミヨウギシャジン
キンボウゲ科	ニオイカラマツ	キク科	キタノコギリソウ
	チャボカラマツ		イワギク
	マンセンカラマツ		ミチノクヤマタバコ
メギ科	ナンブソウ		ホソバエソノコギリソウ
			リュウノウギク
ケシ科	ツルケマン		カヤツリグサ科
カエデ科	ヤマキケマン	ヤドリギ科	ホザキヤドリギ
シソ科	ムシャリンドウ	ナデシコ科	カワラナデシコ
	テイネニガクサ	セリ科	ハナビゼリ
ラン科	ヒロハトンボソウ		エソノシシウド
オトギリソウ科	エソオトギリ	ヒノキ科	イブキ
アブラナ科	キバナハタザオ		

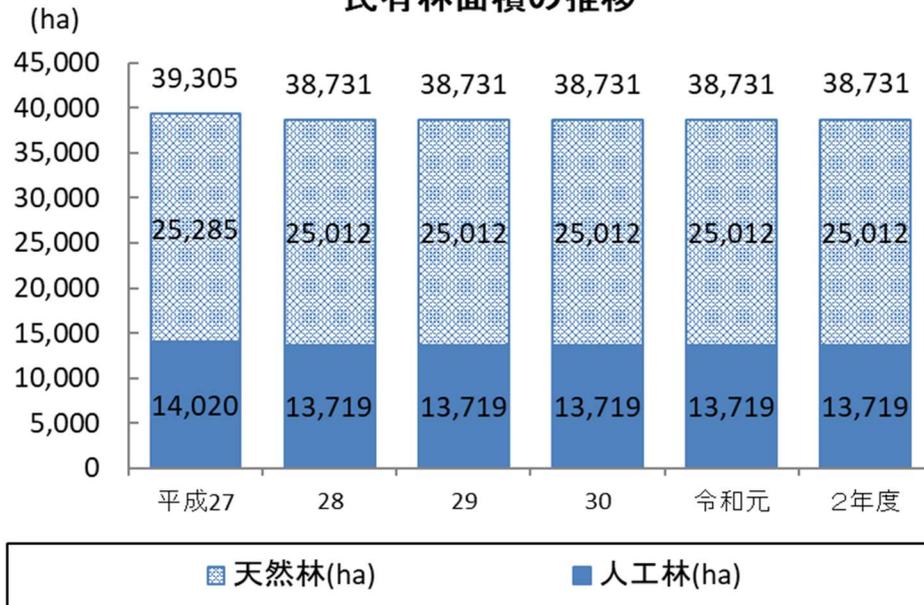
資料：第7回自然環境保全調査報告書(環境省 生物多様性センター)
いわてレッドデータブック(2014 岩手県)

● 森林の変遷

森林面積は市の総面積の約7割を占め、民有林はその7割以上を占めています。

手入れの行き届かない森林の増加が懸念されています。

民有林面積の推移

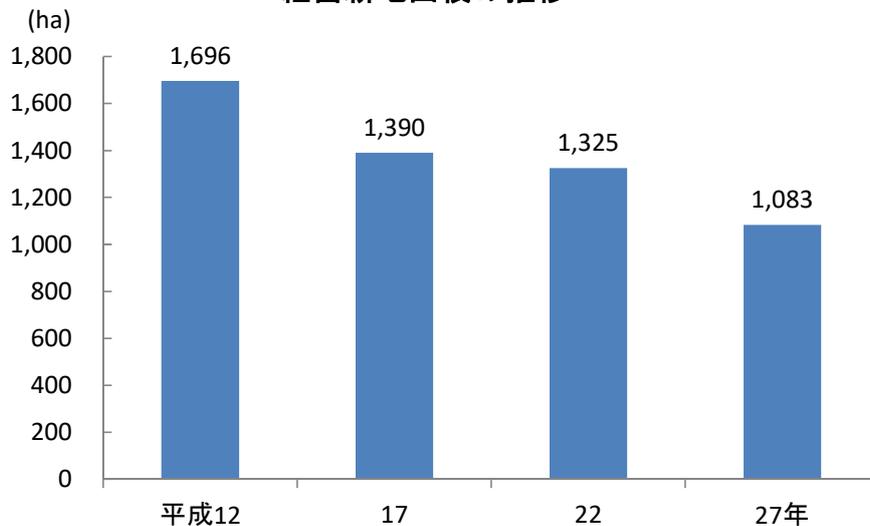


資料: 林業水産課

● 農地の変遷

平成27年の経営耕地面積は1,083haとなっており、農家の減少と比例して減少しています。

経営耕地面積の推移



資料: 久慈市統計書

水辺地

久慈川や長内川には、ヤマメやアユを釣りに多くの人が訪れます。
また、冬季には、多くのオオハクチョウが飛来し、越冬地としての重要な拠点になっており、河川敷は、気軽に自然にふれることができる環境づくりを進めています。

公園・緑地

本市には、三陸復興国立公園、久慈平庭県立自然公園のほか、都市公園※が街区公園8箇所、近隣公園2箇所、都市緑地1箇所、総合防災公園1箇所の計12箇所、36.71haあります。

令和元年度末時点の1人あたりの都市公園等整備面積は10.7m²/人となっており、岩手県内15.9m²/人を下回っていますが、都市公園以外にも港湾緑地※が整備されています。

注1) 令和元年度末の岩手県内五鶏当たり都市公園等整備面積は、国土交通省「都道府県別一人当たり都市公園等整備現況」から引用しています。

注2) 港湾緑地は全部で4.97ha整備されています(令和3年3月1日現在。国交省東北地方整備局)

5 廃棄物等

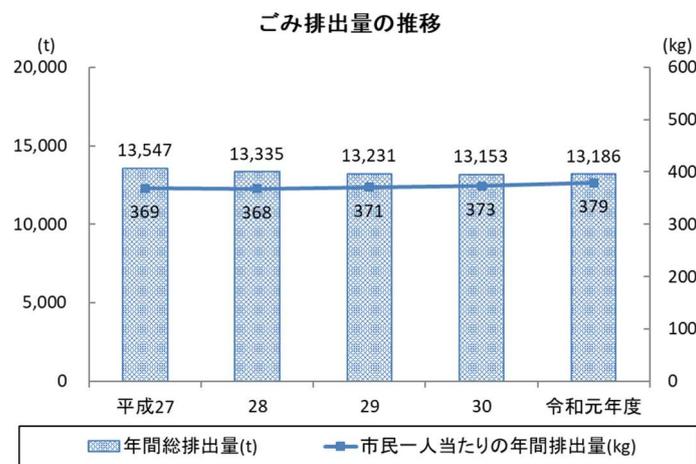
(1) 廃棄物

● 現況 ●

これまでも、プラスチック製容器包装や雑がみの分別収集や古着回収事業などを実施しており、平成30年度は「久慈市ごみの分け方・出し方ガイドブック」を作成・全戸配布、令和2年1月からは指定ごみ袋制度を開始し、ごみの減量化とリサイクルの推進に努めています。

ごみの排出量

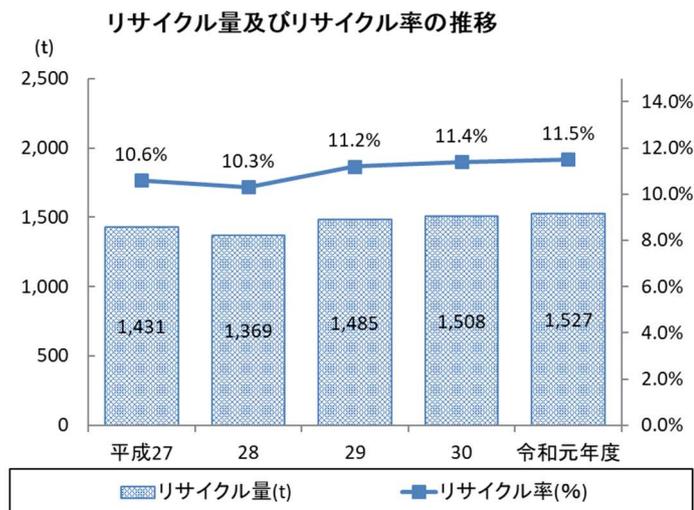
令和元年度のごみの年間総排出量は13,186t、市民一人当たりのごみの年間排出量は379kgとなりました。総排出量、一人当たり年間排出量ともに平成30年度より増加しました。



資料: 環境省一般廃棄物処理実態調査

ごみの資源化

令和元年度のごみのリサイクル率※は11.5%、市民一人当たりのごみの年間排出量のリサイクル化量※は44.0kgとなりました。



資料: 環境省一般廃棄物処理実態調査

注1) リサイクル率…リサイクル量÷一般廃棄物処理量×100

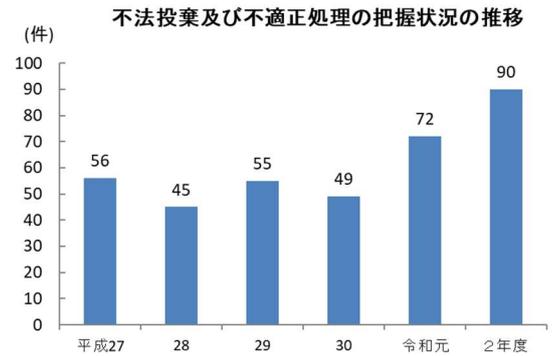
注2) リサイクル化量…分別収集等により直接資源化された量及び中間処理後に再生利用された量の合計(市が関与していない集団回収等は把握が困難なことから含まれておりません)

●
現
況

廃棄物の不法投棄・不適正処理の現状

家庭ごみ、家電4品目などの不法投棄や廃棄物の放置が、令和2年度は90件と、前年比18件の増となりました。

今後も、環境パトロール員をはじめとした監視のほか、市民の皆さんからの情報収集に努め、不法投棄の未然防止と早期発見に努めていきます。



資料:生活環境課

(2) 地球環境問題

●
現
況

酸性雨*

本市では、酸性雨（pH5.6以下の雨等降下物）の状況を市役所庁舎屋上で定期的に観測しています。令和2年度の結果はpH6.05でした。

注) 本市の場合、例年1月から2月における降雪の観測を実施しております。



資料:生活環境課(東北都市環境問題対策協議会共同調査(酸性雪)集計結果)

(1) 環境情報

●
現
況

市では、「久慈市の環境」を作成し、大気汚染や水質汚濁などの状況について毎年度公表しています。また、環境情報は、広報くじや市ホームページに随時掲載し、市民への情報提供を行っています。また、ごみ分別・回収について勉強会を実施するなど、環境に関する知識の向上を図っています。

(2) 環境教育・環境学習

●
現
況

現在、市民の間でも環境に対する関心が高くなり、環境教育・環境学習プログラムの充実が求められています。2012年10月には「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が施行され、職場や地域における環境保全活動などの取り組みの実施や、学校教育における体験学習などの充実が図られています。

市では、市職員を講師にした講座を開催する「まちづくり直送便」事業や、ボランティアの市民を講師・指導者とした地域・団体活動の支援を行う「琥珀のまち生涯学習ボランティアバンク」事業を実施しています。また、小・中学校では「総合的な学習の時間」に、環境保全や自然とのふれあいをテーマにした特色ある環境学習が行われています。

(3) 自然体験活動、環境活動

●
現
況

市民団体等が行っている環境活動に対する、助言・指導、事業活動費の補助による支援や、自然環境観察会や環境講座等を開催し、市民参加型の幅広い環境活動の機会作りに取り組んでいます。

また、市民団体や学校教育、社会教育活動の一環として、自然体験活動がプログラムに取り入れられ、積極的に推進されています。

市では、市民総出の「早朝1時間清掃」や、小・中学生を中心とした「530（ごみゼロ）運動」などを実施しており、市民が自発的に環境活動に取り組む姿がみられます。

岩手県が昭和59年度から参加を呼びかけている水生生物調査において、令和2年度は5団体178人が参加しました。

kuji

第3章

望ましい環境像

- 1 望ましい環境像
- 2 第2次環境基本計画の施策体系

1 望ましい環境像

「第2次久慈市総合計画」では、活力と笑顔あふれる豊かな久慈市を創造するために、まちづくりの目指す将来像として、「子どもたちに誇れる 笑顔日本一のまち 久慈」を掲げています。この将来像を実現するために、地域の誇りと魅力を再認識し、市民一人ひとりが将来を見据えながら市民協働の取り組み意識をもち、共有しながら総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。

また、本計画の策定にあたって実施した環境意識調査結果では、大気や水質等のモニタリング、自然環境の保全対策など、生活環境や自然環境と共生したまちを望んでいます。このため、私たちには、水辺や緑の自然などの良好な環境を保全し、一人ひとりが環境保全に関する意識を高め、日常生活や行動などを見直し、より良い環境づくりを進めていくことが求められています。

本計画は、総合計画で掲げるまちづくりを環境面から実現することを目指すものです。本市は、海、山、川といった自然が豊かな環境にあります。従って、環境基本条例第3条の基本理念にあるとおり、自然と調和のとれた豊かな環境を確保すると共に、将来にわたって継承していく必要があります。

しかしながら、本市においては、少子高齢化と人口流出が進行し、環境を保全する担い手の不足やこれまで培ってきた取り組み、新たな取り組みを行うための課題が山積しています。

持続可能な発展を将来にわたって継承していくために、望ましい環境像を目指すための基本目標として、

みんなが誇れる 環境と共生したまち 久慈

を掲げます。

この環境像は、みんな(市民・事業者・市)が誇れる環境と共生したまちとなるよう、一体となって進めていくことを表しています。

2 第2次環境基本計画の施策体系

望ましい環境像を達成するための5つの分野

本市が目指す望ましい環境像を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、環境の保全と創造の方向性を明確にするため、5つの分野（生活、生物、自然、資源・地球環境、参加・協働）別に基本方針、基本施策を設定することとします。

分野1. 生活～健康で安全かつ快適に暮らせるまち～

健康で安全で快適な生活を営んでいくためには、大気、水、土壌など私たちを取り巻く環境汚染がないことが重要です。

環境負荷を低減させ、良好な環境については保全し、市民がより健康で安全かつ快適に生活できるように配慮したまちづくりを目指します。

分野2. 生物～生物と共存するまち～

生態系を維持・回復していくためには、地域に生き物の生息・生育環境となるさまざまな拠点が必要です。昆虫や小鳥は、緑地公園や屋敷林のように小規模な自然環境を必要とし、昆虫や小鳥を食料とするタカやワシなどは、森林などの広大な自然環境が必要です。

私たちは、健全な生態系を維持するため、生き物の生息・生育環境を保全し、生き物と共存するまちづくりを目指します。

分野3. 自然～自然との調和のとれた豊かな環境を確保したまち～

これまで先人たちは、薪や炭を生産するために繰り返し利用されてきた山林と、それに隣接する里山を形成し、多様な自然環境の中に生活していました。しかし、近年の社会情勢などの変化に伴い、昔の農村や山林を維持することは難しくなり、田畑の減少や山林の荒廃がみられはじめています。

私たちは自然によりもたらされる恵みを認識し、自然とふれあえる場の保全や創出、自然環境の保全や生物の多様性の確保に努め、自然との調和のとれた豊かな環境を確保したまちを目指します。

分野4. 資源・地球環境～循環型社会の形成と地球環境の保全に貢献するまち～

これまでの私たちの生活は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造の上に成り立ってきました。その結果、ごみの排出量、化石燃料を主としたエネルギー消費量は年々増加し、地球温暖化や酸性雨といった地球規模での環境問題へと拡大しています。

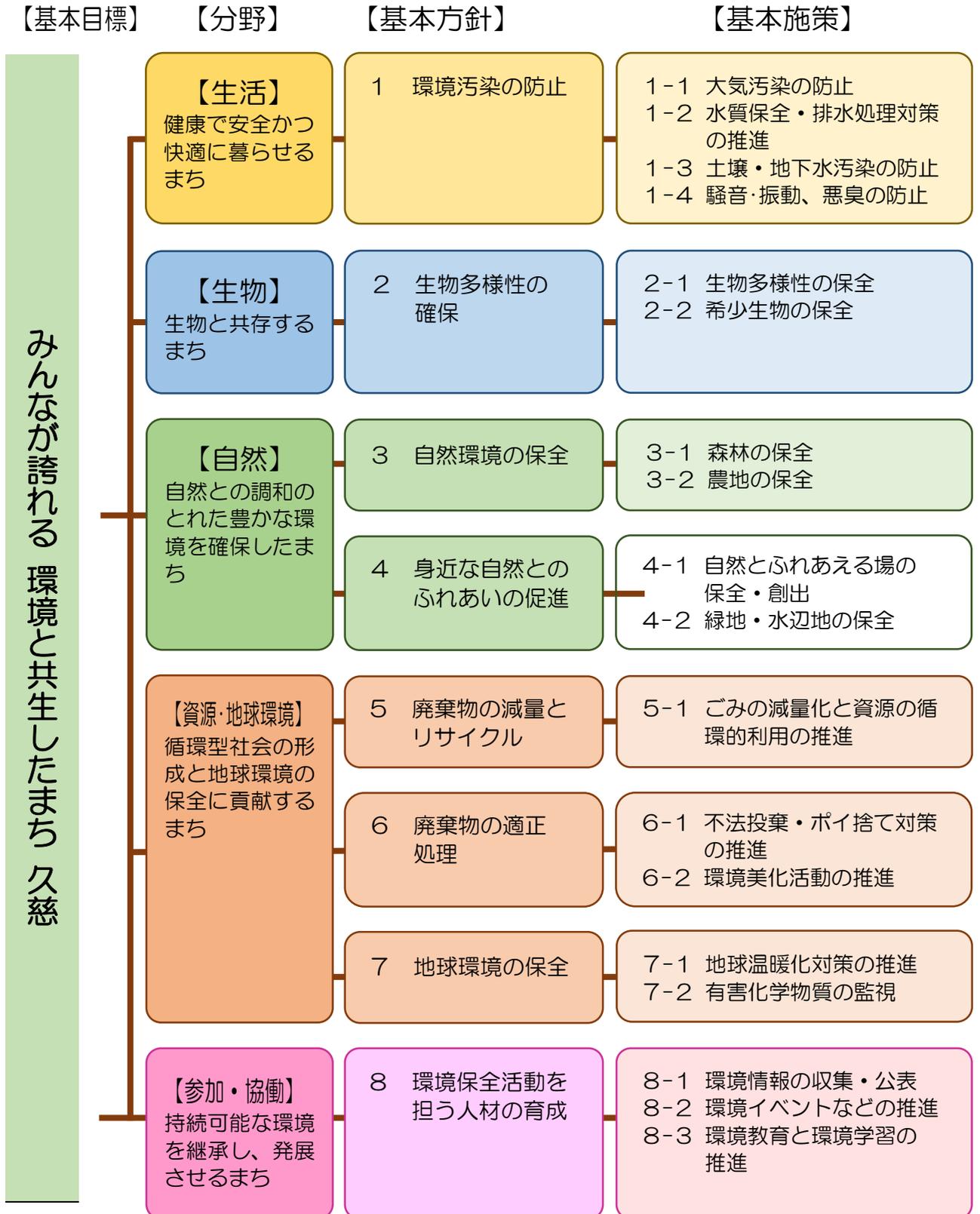
これらの問題の解決には、私たちの日常生活や事業活動における行動を持続可能なかたちで変えていく必要があります。私たちは、限りある資源を大切にしながら循環型の社会を形成し、地球環境の保全に貢献するまちを目指します。

分野5. 参加・協働～持続可能な環境を継承し、発展させるまち～

環境の大切さを知るためには、自然にふれ、さまざまな環境情報に目を向け、知識を蓄積していくことが必要です。また、次世代を担う子どもたちに環境教育を通じて関心を高めることは、環境保全活動を担う人材の育成にもつながります。

充実した環境情報を提供し、市民の意識啓発を促すとともに、市民が参加しやすい自然体験活動や環境活動を創出し持続可能な環境を継承し、発展させるまちを目指します。

施策体系を以下のとおりとします。





kuji

第4章

環境施策の実施状況

- 1 大気汚染の防止
- 2 水質保全・排水処理対策の推進
- 3 土壌・地下水汚染の防止
- 4 騒音・振動、悪臭の防止
- 5 生物多様性の確保
- 6 森林の保全
- 7 農地の保全
- 8 身近な自然のふれあいの促進
- 9 ごみの減量化と資源の循環的利用の促進
- 10 廃棄物の適正処理
- 11 地球環境の保全
- 12 環境保全活動を担う人材の育成

1 大気汚染の防止

〔環境指標〕

項目	目標	現状
一般環境大気中の二酸化硫黄※（SO ₂ ）濃度	2%除外値 0.04ppm（環境基準） 以下に維持	令和2年度測定結果 2%除外値 0.001ppm
一般環境大気中の二酸化窒素※（NO ₂ ）濃度	98%値 0.04ppm（環境基準） 以下に維持	令和2年度測定結果 98%値 0.012ppm
一般環境大気中の浮遊粒子状物質※（SPM）濃度	2%除外値 0.10mg/m ³ （環境基準） 以下に維持	令和2年度測定結果 2%除外値 0.031mg/m ³
一般環境大気中の微小粒子状物質（PM2.5）濃度	98%値 35μg/m ³ （環境基準） 以下に維持	令和2年度測定結果 98%値 26.7μg/m ³
一般環境大気中のダイオキシン類の濃度	年平均値 0.6 pg-TEQ/m ³ （環境基準） 以下に維持	令和2年度測定結果 0.0051 pg-TEQ/m ³

公共交通機関の利用を促進し、市民のマイカー利用の抑制に努めます。

○市民バス（9路線※デマンドタクシーを含む）を運行した。【地域づくり振興課】

輸送人員：53,082人

○路線バス、三陸鉄道、JR八戸線の利用促進事業を実施した。【地域づくり振興課】

参加者数：357人

大気汚染のモニタリングを実施します。

○県が久慈市八日町で行っている大気汚染常時監視（二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントPM2.5）結果の情報収集に努めた。【生活環境課】

2 水質保全・排水処理対策の推進

〔環境指標〕

指標項目	目標	現状
河川・海域のダイオキシン類濃度	環境基準以下を維持	令和2年度測定結果 基準超過なし
久慈川、長内川、夏井川、宇部川の生物化学的酸素要求量（BOD）	環境基準以下を維持	令和2年度測定結果 基準超過なし
久慈湾の化学的酸素要求量（COD）	環境基準以下を維持	令和2年度測定結果 基準超過なし
公共下水道の普及率	40.9%以上	令和2年度末 45.1%
浄化槽の普及率	15.6%以上	令和2年度末 14.7%
漁業集落排水の普及率	11.1%以上	令和2年度末 9.4%

河川・海等の水質のモニタリングを行います。

○公共用水域の水質測定を実施した。【生活環境課】

- ・公共用水域（7箇所・4回—6, 8, 11, 2月）
- ・都市排水路（5箇所・4回—6, 8, 11, 2月）
- ・小河川等（10箇所・4回—6, 8, 11, 2月）

○水生生物調査を夏井川堤の景観を創る会と放課後子ども教室が共催し、実施。（共催は、本年度からの取り組み）ヤマメの放流や笹船遊びを併せて実施した。【夏井市民センター】

実施日：令和2年8月1日

参加者：小学生7名、中学生2名、職員2名、その他指導者・堤の会ボランティア17名

場所：夏井川

成果：児童の環境に対する意識啓発が図られた。きれいな川であることがわかると子ども達もとても嬉しそうであった。

公共下水道などの整備を推進し、河川の水質保全を行います。

○公共下水道の整備を実施した。【上下水道整備課】

○合併浄化槽の普及促進のため設置補助金を実施した。【上下水道整備課】

～小学校・中学校の取組状況～

○久慈川の水質調査の実施【久慈小学校】

実施日：令和2年8月25日

参加者：5年生児童114名、職員10名

場所：久慈川 久慈小通学橋付近

成果：総合的な学習の時間に久慈川の水質調査を行った。くじ・川の会の会長、葛巻祐二さんを講師に迎え、久慈川に住む水生生物を調べることを通して、地域の環境への関心を高めることができた。

○内容：水質調査を実施した。【大川目小学校】

実施日：令和2年8月20日

参加者：5年生18名、職員2名

場所：久慈川（三日町橋付近）

成果：比較的きれいな川に棲む水生生物が見つかり、今のところ大川目町を流れる久慈川は良い状態だということが分かった。

○水生生物調査を4年生で実施した。【宇部小学校】

実施日：令和2年10月1日

場所：宇部川

参加者：児童9名、職員2名

成果：児童の環境に対する意識啓発が図られた。



水生生物調査 夏井市民センター



水生生物調査 久慈小学校

3 土壌・地下水汚染の防止

〔環境指標〕

指標項目	目標	現状
土壌中のダイオキシン類濃度	環境基準以下に維持	平成 29 年度測定結果 環境基準以下
地下水中のダイオキシン類濃度	環境基準以下に維持	平成 30 年度測定結果 環境基準以下
地下水の水質汚濁に係る環境基準項目	環境基準の達成	令和 2 年度測定結果 継続調査の井戸 2 地点で環 境基準又は指針値を超過

土壌や地下水の中の有害化学物質についてモニタリングを実施します。

○県が毎年実施している地下水質調査の結果の把握に努めた。【生活環境課】

○県が毎年実施しているダイオキシン類モニタリング（河川、海域、地下水及び土壌）の情報収集に努めた。【生活環境課】

○2,4,5-T 系除草剤埋設地の定期点検立会（年 2 回、山形町）や東北森林管理局への恒久対策の要望活動を実施した。【生活環境課】

4 騒音・振動、悪臭の防止

〔環境指標〕

指標項目	目標	現状
自動車騒音常時監視における達成率	100%	令和 2 年度 99.4%
公害苦情の総受付件数	年間 10 件未満	令和 2 年度 6 件

騒音、振動、悪臭のモニタリングを実施します。

○悪臭の発生状況を把握するため、におい・かおりモニターによる調査を実施した。【生活環境課】

○自動車騒音常時監視調査を実施した。【生活環境課】

5 生物多様性の確保

〔環境指標〕

指標項目	目標	現 状
植林活動の実施や支援	実施	令和2年度 実施
自然公園等における環境整備活動の実施	実施	令和2年度 実施
自然観察会や保護活動の実施	実施	令和2年度 実施

淡水魚（アユ、ヤマメ、イワナなど）の稚魚の放流の支援に努めます。

○久慈川漁業協同組合の淡水魚放流事業に対し、補助金（669,600 円）の交付を行った。【林業水産課】

自然観察会を実施し、生物多様性や生息環境の保全意識を高めます。

○かしわぎ地区親水公園において清掃活動及び水生生物調査を行った。【小久慈地区環境資源保全推進協議会・小久慈学童さくらクラブ】（農政課）

実施日：令和2年12月6日

参加者：協議会1名、地域住民10名

チョウセンアカシジミ、ゴマシジミ、ハナカジカなどの希少生物を保護し、その活動の支援に努めます。

○ゴマシジミ生息地草刈り【宇部町長路環境保全推進協議会】（農政課）

○チョウセンアカシジミ観察会（令和2年6月）【宇部町長路環境保全推進協議会】（農政課）

○ゴマシジミ観察会（令和2年6月）【宇部町長路環境保全推進協議会】（農政課）

○宇部小学校児童（3、4年生）によるゴマシジミの生態の学習及び観察し、保護意識の高揚を目的とする。【宇部市民センター】

実施日：令和2年8月28日

参加者：児童11人、教職員2人、講師2人

場 所：宇部町（ゴマシジミ生息地）

成 果：教育委員会講師からゴマシジミの特異な生態を学び、また地元ボランティア講師からはゴマシジミの幼虫の産卵植物となるナガボノシロワレモコウの保全活動を学んだ。また、当日は、実際に飛んでいるゴマシジミを確認できた。

～小学校・中学校の取組状況～

○ヤマメの稚魚を放流した。【宇部小学校】

実施日：令和2年5月26日

参加者：児童13名、職員2名

成 果：児童の環境に対する意識啓発が図られた。

○ゴマシジミについて専門家から講義を受け、ゴマシジミを3年生が観察した。【宇部小学校】

実施日：令和2年8月28日

参加者：児童11名、教職員2名、講師2人

場 所：学校周辺

成 果：児童の環境に対する意識啓発が図られた。

○ハナカジカ調査を行った。【山形小学校】

実施日：令和2年4月28日、9月2日

参加者：児童21名、教職員6名

場 所：日野沢小平沢川

成 果：水質調査を併せて行い、山形町のよさを知り、環境保全の意識を高めることができた。

6 森林の保全

〔環境指標〕

指標項目	目標	現状
森林（民有林）の面積	民有林面積 39,000ha 以上	令和2年度末現在 民有林面積 38,731ha
人工林の面積	人工林面積 14,000ha 以上	令和2年度末現在 人工林面積 13,719ha
天然林の面積	天然林面積 25,000ha 以上	令和2年度末現在 天然林面積 25,012ha

林業の安定経営・後継者の育成を支援します。

○地域の林業事業者で組織する久慈地方「木の仕事」協議会が実施する林業体験座談会等の支援を行った。【林業水産課】

間伐材や未利用資源などの有効な活用方法を検討します。

○森の中に、車いすの方でも自然散策のできるよう、間伐材を用い、思い思いのメッセージを書き入れた木の板で木道を作るフォレストボード体験を行った。【商工観光課】

場 所：平庭高原

成 果：約 18 枚（延長約 3.6m）

○未利用資源の活用を目的に、市の温泉施設のチップボイラー運用を支援した。【林業水産課】

森林の維持・管理活動に参加・協力します。

○平庭高原の環境整備（草刈・ゴミ拾い：年2回、植樹：1回（白樺 200 本、レンゲツツジ 82 本））を行った。【くじ☆ラボ】（産業建設課）

実 施 日：令和2年6月6日、9月27日、11月17日

参 加 者：延べ 102 人

場 所：平庭高原

成 果：久慈市の玄関口である、平庭高原の環境整備を行うことにより、地域の観光資源の魅力が高め、環境保全への意識向上。地元住民、地元小中学生と一緒にすることにより、地元愛を根付かせ、世代を越えた自然学習が図られている。



平庭高原草刈 くじ☆ラボ



平庭高原植樹 くじ☆ラボ

7 農地の保全

〔環境指標〕

指標項目	目標	現状
効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積の割合	50%以上	令和2年度末現在 25.3%

農業の経営安定及び後継者育成に対し支援します。

○農業経営基盤強化資金利子補給（認定農業者が農業経営改善計画に基づいて融資を受けた融資額に対する利子補給）を実施した。【農政課】

令和2年度利子補給額：915千円

利子補給期間：令和10年度まで

利用者：8件

地区組織の設立などを検討し、農地管理放棄などの防止を図ります。

○中山間地域等の保全・振興施策として、一定の要件に該当する農業者（集落・組合）に対する農業生産条件不利補正のため、中山間地域等直接支払交付金を交付した。【農政課】

令和2年度交付金額：7,016千円

協定数：7協定（4集落・3組合）

有機肥料・低農薬栽培による農業を推進します（堆肥センターを活用し、循環型農業の形成を図ります）。

○久慈市堆肥センターを活用し、循環型農業の形成を図った。【農政課】

牛糞処理量：4,568 t

鶏糞処理量：2,381 t

販売実績：1,736 t

地場農産物の生産・品質の向上を支援します。

○地元産の農林水産物を食材利用した学校給食を市内全小中学校に一斉提供し、地産地消及び食育を推進するため、地産地消ふれあい給食事業を実施した。【農政課】

実施品目：鮭、ほうれんそう、しいたけ、短角牛（令和2年度は各品目3回実施）

令和2年度事業費：3,095千円

8 身近な自然とのふれあいの促進

〔環境指標〕

指標項目	目標	現状
市民一人あたり公園面積	2036年度 約20㎡/人	令和2年度末現在 10.88㎡/人
小河川を対象とした多自然型水路の整備	1河川を対象として実施	令和2年度 未実施
道路や公共施設を中心とした植樹の実施	実施	令和2年度 実施

河川整備に市民の参加を促し、市民と連携した管理体制の構築を図ります。

○久慈川河川公園外緑地の維持管理を行った。【道路河川維持課】

公園などに設置する公共トイレの数や管理方法を見直し、衛生的な環境を創出します。

○都市公園の維持管理を行った。(11カ所)【道路河川維持課】

公園や散歩道の利用マナーやペットマナーの向上を図ります。

○ペットマナーについて広報で周知を図った。【生活環境課】

緑化活動の推進に努めます。

○国道45号沿いの花壇及びプランターへの花の植栽を実施した。【侍浜市民センター】

実施日：令和2年6月20日

参加者：侍浜町振興協議会健全育成部員 9名

場所：国道45号沿いの花壇及び侍浜市民センター

成果：例年、花苗の植栽を通じての小学生・保護者・高齢者の交流、環境に対する意識の啓発を目的として実施しているが、コロナ禍のため、規模を縮小し、参加者を限定して実施した。

三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルといった様々な観光資源の周知と活用に努めます。

○三陸ジオパークジオサイト巡りを実施した。【商工観光課】

実施日：令和2年10月6日

参加者：地域住民

場所：久慈市～宮古市～田野畑村

成果：三陸ジオパークジオサイト等を巡り、その特色や人々の生活に触れながら、大地の成り立ちの理解を深めた。

○三陸ジオパークジオサイト巡り（琥珀）を実施した。【商工観光課】

実施日：令和3年3月9日

参加者：地域住民

場所：久慈市侍浜町～野田村

成果：久慈市のジオサイトである「琥珀」に特化した内容で行い、琥珀についての理解を深めた。

○土から知る郷土の歴史「知ってほしい地層の歴史」【夏井市民センター】

活動内容：三陸ジオパークから学ぶ歴史講座を行った。

実施日：令和2年11月1日

参加者：成人3名、中学生6名、小学生1名

場所：半崎野田層群、前浜

成果：中学生が企画した歴史の講座。三陸ジオパーク研究員佐々木氏を迎え、夏井町半崎地区の野田層群について学んだあと、海岸のごみ拾い活動を行った。

～小学校・中学校の取組状況～

○花壇・プランターへの花植え【小久慈小学校】

実施日：令和2年10月29日

参加者：エコ・ボランティア委員会児童12名、職員6名

場所：職員室前花

成果：冬越しの花の苗を植え、春に向けて緑に親しんでいこう、緑のある環境を増やしていこうとする気持ちを育てることができた。

○花育活動を実施した。【小袖小学校】

活動内容：花育活動（花苗植え、球根植え、草取り、秋じまい等）を全校児童、PTA、老人クラブで実施した。学校の花壇整備のほか、プランター寄せ植えを各家庭・地域の保育園や各施設に設置した。

実施日：令和2年5月18日、5月23日、6月17日、9月17日、10月16日、11月5日

参加者：児童29名、職員10名、PTA22名、老人クラブ7人

場所：学校

成果：校舎周辺及び地区が美しく彩ることができた。環境美化に対する意識を高めることができた。

○白樺植樹活動を実施した。【山形中学校】

実施日：令和2年9月27日

参加者：生徒12名（有志）、教職員1名

場所：平庭高原

成果：学校内でボランティアを募り、白樺植樹祭に参加し、白樺やツツジの苗の植樹を行った。当日は、地域の自然と触れ合いながら、地元の財産である白樺を守り育てる活動ができ、さらに郷土の良さを再確認することができた。



三陸ジオパークジオサイト巡り 商工観光課



三陸ジオパークジオサイト巡り 商工観光課

9 ごみの減量化と資源の循環的利用の促進

〔環境指標〕

指標項目	目標	現状
市民一人あたりのごみの排出量	年間 327kg 以下	令和元年度 年間一人あたり の排出量 379kg
エコショップいわて認定事業所数	エコショップいわて認定 事業所数 10 店舗以上	令和2年度末 4店舗
ごみの資源化率	年間 14.1%以上	令和元年度 11.5%

ごみの減量化を事業者・市民に呼びかけます。

○事業者・市民等に対し、ごみの減量化を呼びかけた。【生活環境課】

令和2年度の一般廃棄物収集処理の実績（集団資源回収を除く）

ア ごみ処理実績

（単位：t）

	生活系ごみ	事業系ごみ
可燃ごみ	7,096	3,287
不燃ごみ	568	94
資源物	1,217	67
小計	8,881	3,448
合計（総排出量）	12,329	

資料：久慈広域連合

イ し尿処理実績

し尿：24,560kl

生ごみの堆肥化や減量化などの取り組みに対する支援をします。

○家庭用コンポスター購入補助事業を実施し、久慈市衛生班連合会が実施するコンポスターの共同購入事業に対し、1台につき2千円を補助した。【生活環境課】

令和2年度補助実績：29台

公共施設への資源物回収BOXの設置を設置し、ごみの資源化率の向上に努めます。

○小型家電回収ボックスを設置した。【生活環境課】

回収量：1,220kg

○資源物集団回収支援事業を実施し、資源物の集団回収を行う地域団体に対し、補助金を交付した。

【生活環境課】

令和2年度補助実績：9団体

回収量：26,280kg

リサイクル可能な商品やリサイクル商品を積極的に利用します。

○共通物品における積極的なグリーン購入法適合物品の購入。【財政課】

～小学校・中学校の取組状況～

○校内で印刷時に発生するミスプリントや外部から届く資料等の不用紙を裏紙として活用し、環境に配慮しながらごみの減量を図った。【久慈小学校】

○コピー、印刷機等の裏紙利用の推進、段ボールのリサイクル促進【長内小学校】

実施日：通年

参加者：教職員24名

成果：校内で発生するミスプリント等の不要紙を裏紙として再利用した。また校内で余剰となった不用段ボールをリサイクルすることで、可燃ごみの発生量を削減した。

○裏紙の利用と修理による長期間の使用【小久慈小学校】

実施日：通年

参加者：全職員（用務員）24名

場所：校内

成果：裏紙の積極的利用により、紙ごみを減らすことができた。用務員を中心に、校内の壊れたものや場所の修理を、不用品を活用しながら行い、ごみの減量化と長期間の使用を推進することができた。

○アルミ缶回収【大川目小学校】

実施日：①令和2年8月29日（PTA環境整備作業の中で実施）②令和2年12月11日（卒業奉仕作業）

参加者：①校外指導委員4名、職員1名②6年生14名、職員1名

成果：金しPTA活動に役立てている。

○リサイクル活動【大川目小学校】

実施日：通年

参加者：全校児童74名、職員15名

成果：1年を通して全校で給食の牛乳パックの回収を行い、ゴミの減量意識の啓発を図っている。

○資源物回収を行い、換金して児童会活動のために役立てた。【夏井小学校】

実施日：令和2年9月4日

参加者：全校児童18名、保護者15名、職員8名

場所：夏井小学校 校庭

成果：アルミ缶110kg、スチール缶70kgを回収。合計4,060円に換金できた。児童に対し、循環型社会形成のための3R（リユース、リデュース、リサイクル）への意識啓発が図られた。

○校内で印刷時に発生するミスプリントや外部から届く資料等の不用紙を裏紙として活用し、環境に配慮しながらごみの減量を図った。【夏井小学校】

○PTA資源回収を実施し、空き缶を回収した。【平山小学校PTA】

実施日：令和2年7月3日、11月25日、令和3年3月2日

参加者：PTA会員10名程度、職員5名程度（各回）

場所：平山小学校

成果：アルミ缶520kg、スチール缶90kg（3回合計）回収し、資源の再利用の意識が高まった。

○資源物回収を行い、換金してユニセフの募金に寄付した。【大川目中学校】

実施日：令和2年5月～令和3年2月 学年ごと月1回

参加者：生徒39名、職員7名ほか（地域住民）

場所：大川目町内

成果：アルミ缶とスチール缶を回収し、換金した金額をユニセフに寄付した。生徒に対しリサイクルとボランティアの意識啓発が図られた。

○資源物回収を行い、換金して部活動遠征費にあてた。【侍浜中学校】

実施日：令和2年5月28日（木）をはじめ第4木曜日、年間9回実施

参加者：生徒43名及びその家庭、職員15名

場所：中学校区

成果：アルミ缶340kg、スチール缶160kgを回収、新聞紙890kg、空きびん回収し、合計20,350円に換金できた。なお、換金した20,350円は、部活動遠征費の一部へあてた。生徒に対し循環型社会形成のための3R（リユース、リデュース、リサイクル）への意識啓発が図られた。

10 廃棄物の適正処理

〔環境指標〕

指標項目	目標	現 状
不法投棄箇所確認件数	10カ所以下	令和2年度 90カ所
清掃活動の実施	実施	令和2年度 実施

不法投棄の実態調査・監視の強化に努めます。

- 環境パトロール員 10 名を委嘱し、不法投棄の監視を行った（発見件数 90 カ所）。【生活環境課】
- 不法投棄、不適正処理原因者の特定に努めた。【生活環境課】

ごみ集積場の整備に対する支援を行います。

- ごみ集積場整備事業を実施し、町内会等が実施するごみ集積場の新築や改築に対し、経費の 2 分の 1 を補助（限度額 75 千円）した。【生活環境課】
令和 2 年度補助実績：12 件

広報やポスターなどにより市民・事業者に注意を促します。

- 不法投棄パトロール員により街頭啓発及び広報等による啓発を行った。【生活環境課】

市民一斉清掃を実施します。

- 早朝 1 時間清掃（ごみ拾い、草刈り）実施に関し、市民に清掃活動を呼びかけた。【生活環境課】
参加者：18,448（年 3 回）
- お盆の供物収集に関し、市内の臨時集積場で特別収集を行った。【生活環境課】

～小学校・中学校の取組状況～

- 530（ごみゼロ）運動を実施し、通学路並びに学校周辺のごみ拾いを全校児童で実施【久慈小学校】
- 全国児童による通学路清掃を実施した。【夏井小学校】
実施日：令和2年6月4日、9月3日
参加者：全校児童 18 名
場 所：通学路
- 530 運動を実施し、学校周辺のごみ拾いを全校生徒で実施した。【平山小学校】
実施日：令和2年5月29日
参加者：児童 48 名、職員 12 名
場 所：学校周辺等
成 果：児童の環境保護への関心が高まった。
- 全校児童が地域清掃に取り組んだ。【宇部小学校】
実施日：令和2年6月29日
参加者：児童 60 名

場 所：学校周辺

成 果：児童の環境に対する意識啓発が図られた。

○年2回、縦割り班毎に分かれて通学路や地域のゴミ拾いを行った。【久喜小学校】

実 施 日：令和2年4月30日、10月23日

参 加 者：全校児童30名、職員9名 計39名

場 所：通学路

○全校児童が二手に分かれ、縦割り班ごとに久喜浜の清掃活動を実施し、砂浜に打ち上げられた空き缶やペットボトル、漁具や流木などの片付けを行った。【久喜小学校】

実 施 日：令和2年6月22日

参 加 者：児童30名、職員9名 計39名

場 所：久喜浜

成 果：自分たちにできる地域の環境美化を目指して取り組んでいる活動である。令和2年度も、自分たちの町は自分たちの手できれいにしようとの目標をもって実施した。縦割り班ごとに燃えるゴミと燃えないゴミを集め分別を行った。事後の振り返りを通して、児童の環境美化に対する意識向上が図られた。

○530 運動に合わせ、クリーンの日と称し掃除時間に通学路のごみ拾いを全校児童で実施した。

【小袖小学校】

実 施 日：令和2年6月1日

参 加 者：児童29名、職員10名

場 所：通学路

成 果：燃えるごみ、燃えないごみを回収し、通学路のごみがなくなった。また、児童の環境に対する意識も高まった。

○毎月1日をクリーンの日と称して、児童が登校しながら通学路のごみ拾いを行った。【小袖小学校】

実 施 日：令和2年7月1日、9月1日、10月1日

参 加 者：児童29名、職員10名

場 所：通学路

成 果：燃えるごみ、燃えないごみを回収し、通学路のごみがなくなった。また、児童の環境に対する意識も高まった。

○クリーンの日（最終回）に、全校児童が子供会ごとに分かれて、下校しながら通学路のごみ拾いを行った。【小袖小学校】

実 施 日：令和2年11月6日

参 加 者：児童29名、職員10名

場 所：通学路

成 果：燃えるごみ、燃えないごみを回収し、通学路のごみがなくなった。また、児童の環境に対する意識も高まった。

○1 学期終業式のあと、全校児童が、PTA で夏休み中に開設する海水浴場のごみ拾いを行った。【小袖小学校】

実 施 日：令和2年7月22日

参 加 者：児童29名、職員10名

- 場 所：がまつ浜
成 果：燃えるごみ、燃えないごみを回収し、通学路のごみがなくなった。また、児童の環境に対する意識も高まった。
- クリーン活動を実施し、学校周辺のごみ拾いを全校児童、職員で年3回実施した。【来内小学校】
実 施 日：令和2年5月28日、6月25日、7月15日
参 加 者：(児童10名、職員8名)×3回
成 果：燃えるごみ、燃えないごみを回収し、学校周辺のごみがなくなった。また、児童の環境に対する意識啓発も図られた。
- 瀬月内ダム清掃を実施し、ダムまでの周辺のごみ拾いを全校児童、職員、保護者で実施した。【来内小学校】
実 施 日：令和2年9月30日
参 加 者：児童10名、職員8名、保護者9名
場 所：瀬月内ダム周辺等
成 果：あらためて地区の自然の美しさに触れ、自分たちが暮らす地域の環境を守ろうという意識啓発が図られた。瀬月内ダム周辺のごみがなくなった。
- ボランティア委員会が中心となり、学校周辺の河川敷清掃を行った。【久慈中学校】
実 施 日：令和2年8月2日
参 加 者：生徒86名(有志)、職員5名
場 所：大成橋～中の橋の河川敷
成 果：学校周辺の河川敷のごみを減らすことができた。また、生徒の環境美化に対する意識の向上が図られた。
- PTAの活動として、校庭除草作業を全校生徒、保護者、地域の方々で実施した。【夏井中学校】
実 施 日：令和2年8月3日
参 加 者：生徒42名、職員8名、PTA3名、地域の皆さん11名
場 所：学校校庭
成 果：台風19号の浸水以降、雑草が生い茂るようになった校庭がきれいになったことで、生徒の環境に対する意識啓発が図られた。
- 環境美化奉仕作業による奉仕活動【宇部中学校】
実 施 日：令和2年5月26日
参 加 者：全校生徒
成 果：通学路及び、陸中宇部駅に至る路上のごみ拾いをしながら移動し、陸中宇部駅周辺と駅舎及びホームの清掃を行った。コロナ対策に配慮し、活動時だけの使い捨てマスク、使い捨てゴム手袋を着用を徹底した。外部とのやり取りは電話だけで、毎年の三陸鉄道職員の視察も断った。三陸鉄道株式会社からは感謝の言葉をいただいた。事故や怪我無く実施することができた。
- 久喜浜海岸清掃を行い、不燃ごみ拾いを全校生徒で実施した。【三崎中学校】
実 施 日：令和2年8月5日
参 加 者：生徒19名、職員9名
場 所：久喜浜周辺

成 果：海浜に打ち寄せられた不燃ごみ（プラスチック、発泡スチロール等）を集め処理した。
生徒は、この取り組みにより学区内の海浜環境の改善・維持につながることを学習し、
環境保全の意識啓発が図られた。

○530（ごみゼロ）運動として、学校周辺のごみ拾いを実施した。【三崎中学校】

実 施 日：令和2年6月18日

参 加 者：生徒19名、職員8名

場 所：学校周辺等

成 果：燃えるごみ、燃えないごみに分別して回収し、学校周辺のごみを減らした。また、児
童の環境に対する意識啓発も図られた。

○環境整備作業を実施した。【山形中学校】

実 施 日：令和2年7月26日

参 加 者：全校生徒39名、保護者39名、教職員11名

場 所：山形中学校（グラウンド、駐車場、校舎周辺）

成 果： 全校生徒、保護者、教職員と共に校地内の整備を行い、環境保全に努めた。



クリーン活動 来内小学校



海岸清掃 三崎中学校

11 地球環境の保全

〔環境指標〕

指標項目	目標	現状
区域の温室効果ガス排出量	2030年度 18.52万t-CO ₂	2019年度 27.57万t-CO ₂
行政の事務や事業から排出される温室効果ガス排出量	2030年度 7,029t-CO ₂ 以下	2020年度 7,763t-CO ₂
住宅用太陽光発電システムの新規導入件数	年間15件以上	令和2年度 8件
市内における空間放射線量率	1μSv/h未満	1μSv/h未満

公用車の低公害化を推進します。

○低公害車を公用車として導入した。【財政課】

地球温暖化実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減行動を推進します。

○庁舎内における昼休み時間の節電を実施した。【財政課】

○暖房の設定温度を下げ、A重油の使用量を抑制した。【財政課】

○共通物品における積極的なグリーン購入法適合物品の購入。【財政課】（再掲）

広報への掲載や講演会などを開催し、地球温暖化防止に向けた行動を啓発します。

○久慈市地球温暖化対策地域協議会が主催する環境学習講演会を後援した。【生活環境課】

クールビズやウォームビズの実施、また、ノー残業デーを設定し、エネルギー消費量の削減を行います。

○庁内でクールビズやウォームビズを実施した。【総務課】

○ノー残業デーを実施した。【総務課】

酸性雨のモニタリングを継続し、その情報を公表します。

○大気汚染実態調査の一環として、酸性雨（雪）調査を実施した。【生活環境課】

○空間放射線量率の測定を実施した。【生活環境課】

～小学校・中学校の取組状況～

○あるけ あるけ【久慈湊小学校】

実施日：令和2年6月、10月、12月の各5日間

参加者：全校児童

成果：健康教育ともからめ、徒歩での登校を促すことにより、車のCO₂排出量を抑制する。

○ノー残業デーの設定【長内小学校】

実施日：月に2～3日

参加者：教職員24名

成果：ノー残業デーを、地球温暖化対策の観点から取り組むことで、省エネルギーに対する知識と理解を深めるとともに、環境に配慮した行動として実践した。

○節電の呼びかけと太陽光発電モニターによる自然エネルギー活用の啓もう【小久慈小学校】

実施日：通年

参加者：全校児童222名、職員24名

成果：エコ・ボランティア委員会の呼びかけで、節水・節電の意識を高め、省エネルギーに努めることができた。太陽光発電モニターを活用し、太陽光発電等の自然エネルギーの活用のメリットについて啓もうすることができた。

○ノー残業デーの設定【夏井小学校】

実施日：毎週金曜日

参加者：教職員8名

成果：ノー残業デーを、地球温暖化対策の観点から取り組むことで、省エネルギーに対する知識と理解を深めるとともに、環境に配慮した行動として実践した。

○4～6年生児童が「地球温暖化を防ごう隊」の取り組みを行った。【宇部小学校】

実施日：令和2年6月24日～7月5日

参加者：児童33名

成果：家庭でできる身近な節電等の省エネルギー活動の取り組みを通して、地球温暖化防止に対する意識を高めることができた。

○3～6年生が、地球温暖化について学び、その後一週間、県で行っている「地球温暖化を防ごう隊」の取り組みを各家庭で行った。【小袖小学校】

実施日：令和2年6月19日、6月24日～6月30日

参加者：児童18名

場所：学校、家庭

成果：家族と一緒に取り組むことで、地球温暖化を防止し、環境を守るために、自分のできることからやっという気持ちを持つことができた。

12 環境保全活動を担う人材の育成

〔環境指標〕

指標項目	目標	現 状
環境報告書の作成・公表	実施	令和2年度 実施
広報の環境関連記事の掲載回数	24回/24回	令和2年度 広報掲載回数15回/24回
市民が参加しやすい自然観察会、環境体験学習及び環境保全活動の機械の創出	実施	令和2年度 実施
まちづくり直送便事業、琥珀のまち生涯学習事業における環境関連の勉強会の実施	実施	令和2年度 実施

環境に関する年次報告書を作成し、公表します。

○環境に関する年次報告書「久慈市の環境」を作成し公表した。【生活環境課】

環境に関する情報の発信、提供を積極的に行います。

○くじ広報や市HPに環境情報を掲載した。【生活環境課】

市民団体、学校教育、地域における活動を支援します。

○新聞エコバックづくり教室【夏井市民センター】

活動内容：レジ袋削減に有効なエコバックを新聞紙で作製、買い物や資源回収に役立てようと講座を行った。

実施日：令和2年3月6日

参加者：成人2名

場 所：夏井市民センター（営農研修室）

成 果：参加者は少なかったが、完成品を見た複数の方が「私も作りたい」と言っていたので、再利用の啓発につながったのではないかと感じた。開催日時に工夫をして再度実施したい。

遊休農地を市民農園として利用するなど、農業とのふれあいの場を創設します。

○代掻き、田植えから稲刈り、脱穀まで行う稲作体験学習を実施。【小久慈地区環境資源保全推進協議会・小久慈小学校】（農政課）

実施日：令和2年5月～10月

参加者：5年生児童44名、教職員・地域住民15名

○代掻き、田植えから稲刈り、脱穀、精米まで行う稲作体験学習を実施。【宇部第一環境保全・宇部小学校】（農政課）

実施日：令和2年5月～10月

自然観察会や林業体験イベントを支援し、林業とのふれあいの場を創設します。

○林業体験イベントを実施した。【商工観光課】

場 所：山形町

成 果：自然や森の成り立ち、森の果たす役目などを学ぶとともに、森づくりの大変さや除間伐の必要性について理解を深める場を提供することができた。

漁師体験などの漁業体験イベントを支援し、漁業とのふれあいの場を創設します。

○漁業体験イベントを実施した。【商工観光課】

場 所：侍浜町

成 果：漁業従事者と会話したり、海から網をあげたり、網から魚を外すなど、実際に体験することで、漁業の大変さや必要性について、理解を深める場を提供することができた。

学校教育における体験学習などの支援を行います。

○体験学習を実施した。【商工観光課】

場 所：山形町

成 果：市内外多くの児童生徒に自然体験プログラムを体験してもらい、久慈市の魅力を体感してもらえた。

～小学校・中学校の取組状況～

○農業体験活動。【久慈湊小学校】

活動内容：校地内の農園にて、農業体験活動を実施。（岩手県農業委員の支援）

実 施 日：令和2年4月10日

参 加 者：全校児童

○学校の畑で、農作物の栽培や収穫を行った。【長内小学校】

○もち米、野菜の栽培。【小久慈小学校】

実 施 日：令和2年5月～11月

参 加 者：全校児童222名、職員18名

場 所：借地（水田・畑）、花壇

成 果：農地提供を受け、稲作及び野菜の栽培体験を行った。農業体験学習を通して、米作りや野菜作りの大変さや難しさ、収穫の喜びを体験させることができた。また、食物を大切に食する気持ちを持たせることができた。

○脱穀体験。【大川目小学校】

実 施 日：令和2年10月28日

参 加 者：5年生18名、6年生14名、職員5名

場 所：大川目小学校校庭

成 果：まちづくり協議会の方々の協力を得て、昔ながらの千歯扱きを使っての脱穀を行った。児童は、機械化された現代とは違う先人の苦労を身をもって感じる事ができた。次年度以降は、脱穀以外の体験もさせたいと考えている。

○「夏小の森」での森林の働きの学習やツリークライミング等の活動実施。【夏井小学校】

実 施 日：令和2年10月9日

参 加 者：1～4年生児童12名、職員3名、森林インストラクター4名

場 所：夏井小学校 夏小の森

○野菜の栽培【夏井小学校】

実施日：令和2年4月～11月

参加者：全校児童18名、職員8名

場所：学級園

成果：学級園で学級ごとに野菜を栽培した。野菜作りを通して畑作業の大変さや野菜を育てる難しさ、収穫の喜びも体験させることができた。また、食物を大切に食する気持ちをもたせることもできた。

○地域の方に協力していただき、第5学年児童が米づくりの体験学習をした。【平山小学校】

実施日：令和2年4月27日、6月9日、10月7日、11月5日、11月26日

参加者：児童7名、職員1名、指導者1名

場所：学校近隣の水田

成果：児童の農業や食への理解が深まった。また、農家の苦勞を知ることができた。

○学校の畑で、農作物の栽培や収穫を行った。【侍浜小学校】

○磯観察会、新巻きづくり体験。【久喜小学校】

活動内容：久喜地域の生活を支えている自然環境や漁業について理解し、興味・関心を高めるための学習・体験等の活動を行った。

実施日：①磯観察会：令和2年6月22日

②新巻きづくり体験：令和2年12月2日

参加者：①磯観察会：全校児童30名、職員9名

②新巻きづくり体験：5・6年児童13名、職員6名

場所：①磯観察会：久喜浜

②新巻きづくり体験：久喜漁港

成果：県北広域振興局水産部、久慈市林業水産課、久慈市漁協、そして、地域の生産部、屋形定置、小型船研究グループ、漁協女性部等たくさんの関係機関の方々からご支援をいただき、貴重な漁業体験を行うことができた。地域の漁業への思いや海を守ることの大切さを学ぶことができた。

○学年毎に学校農園での野菜の植え付けから収穫までの農業体験を行った。【久喜小学校】

実施日：令和2年5月～11月

参加者：全校児童30名、職員9名

場所：久喜小学校 学校農園

成果：農作物の栽培活動を通して、作物の成長や収穫の喜びを味わい、生命の恵みや環境の大切さについて思いを深めることができた。

○1～4年生が三崎漁港付近の海岸で磯体験を行った。【小袖小学校】

実施日：令和2年7月6日

参加者：児童21名、職員6名

場所：三崎漁港付近の海岸

成果：自分たちの住んでいる地域の豊かな自然にふれることができた。

○5・6年生が地域の協力をいただき、小袖の海で定置網体験を行った。【小袖小学校】

実施日：令和2年8月25日

参加者：児童8名、職員3名

場所：小袖沖、小袖漁港

成 果：自分たちの住んでいる地域の豊かな自然と産業にふれ、理解を深めることができた。
また、定置網にかかるプラゴミの多さも目の当たりにし、環境への意識も高めることができた。

○5・6年生が地域の協力をいただき、小袖の海で定置網体験を行った。【小袖小学校】

実 施 日：令和2年12月1日、12月8日

参 加 者：児童8名、職員3名

場 所：小袖漁港

成 果：自分たちの住んでいる地域の豊かな自然と産業にふれ、理解を深めることができた。

○全校児童が地域の方の協力をいただきながら、農園活動（じゃがいも・さつまいも栽培）を行った。【小袖小学校】

実 施 日：令和2年4月28日～

参 加 者：児童29名、職員10名

場 所：学校付近の農園

成 果：野菜の植え付けから収穫まで行い、農業にふれることができた。

○農作物（野菜、花など）の栽培と観察。【山形中学校】

実 施 日：令和2年5月7日～10月30日

参 加 者：全校生徒 2学年 15名

場 所：山形中学校敷地内露地

成 果：技術の時間に露地で、トウモロコシ、エダマメ、サツマイモ、の栽培を行った。栽培適期を調べて栽培計画を立て、たい肥入れや、植え付け、日常の水やりや草取りなどの世話、収穫などの活動を通して、野菜作りの大変さや喜びを体験するとともに、農業に対する興味、関心を深めることができた。花の栽培では、マリーゴールドの栽培を行った。高温の夏の水やり等、野菜栽培とは違った大変さを学びながら、学習を深めた。

○修学旅行（潮風トレイル、内間木洞周辺散策、シャワークライミング）【山形中学校】

実 施 日：令和2年9月19日

参 加 者：3学年11名 教員3名

場 所：久慈市山形町小国

成 果： 学年スローガン「Connection～持っていくのはルールとマナー、持って帰るのは最高の思い出～のもと、修学旅行を行った。インストラクターの指導のもと、潮風トレイル、シャワークライミング、内間木洞探検等の活動を行い、地元の自然環境への理解を深めた。



農業体験学習 小久慈小学校



磯観察 久喜小学校



kuji

第5章

地球温暖化対策実行計画点検結果

- 1 地球温暖化対策実行計画
- 2 事務事業編
- 3 区域施策編

1 地球温暖化対策実行計画

実行計画について

本実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、本市における事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制の取り組みにより、地球温暖化対策の推進を図るためのものです。

平成31年3月に「第4次久慈市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】（以下、「事務事業編」という。）」を策定、令和3年3月にこれまでの「久慈市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】（以下、「区域施策編」という。）」を改訂し、「第2次久慈市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」（計画期間は令和3年度から）を策定しました。

事務事業編は、本市の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進をはかること、また、市が率先して地球温暖化対策の取り組みの成果をPRしていくことで、市民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取り組みのさらなる実践を促すことを目的とするものです。

また、区域施策編は、行政のみならず、本市の市域全体から排出される温室効果ガスの排出抑制に取り組むことを目的としています。

2 事務事業編

1 調査方法及び内容

市の組織及び施設における事務・事業から発生する二酸化炭素の総排出量を把握するため、各施設等の燃料及び電気の使用量について現況把握調査を行い、その結果を集計のうえ二酸化炭素の排出量を算出しました。

2 対象施設

平成30年度からは、前計画で対象としていなかった指定管理施設についても対象とし、次の施設について調査しました。

- (1) 庁舎等 11施設（市役所・山形総合支所・管理車両など）
- (2) 文化施設・公民館等 15施設（アンバーホール・公民館・図書館など）
- (3) 給食センター 2施設
- (4) 防災施設 43施設（防災センター・屯所・地区防災センターなど）
- (5) 保育園・児童館 8施設（休園の施設を含む）
- (6) 小学校・中学校 23施設
- (7) 福祉施設 15施設（元気の泉・地区デイサービス施設・老人福祉センターなど）
- (8) 体育施設 22施設（市民体育館・総合運動場・地区プールなど）
- (9) 下水道施設 18施設（浄化センター・地区ポンプ場・地区マンホールポンプなど）
- (10) 上水道施設 30施設（地区ポンプ場、配水池、簡易水道など）
- (11) 観光施設・産業施設等 15施設（観光交流センター・もぐらんぴあなど）
- (12) 公園等 29施設（公園・さわやかトイレなど）
- (13) 病院等 1施設（国保診療所）

3 取組み目標

基準年度 2013年度二酸化炭素総排出量・・・11,539t-CO₂/年

約40% (4,509t-CO₂) の削減



目 標 2030年度二酸化炭素総排出量・・・ 7,029t-CO₂/年

4 調査及び点検結果

(1) 温室効果ガスの総排出量及び項目別排出量

各施設等からの報告をもとに集計した結果、令和2年度の温室効果ガス総排出量は7,764t-CO₂/年となり、平成25年度（基準年度）と比較して、3,775t-CO₂/年、率では32.7%の減少となりました。

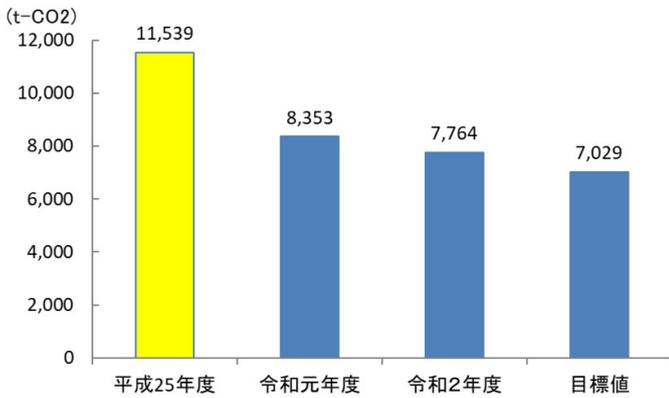


図1 温室効果ガス総排出量

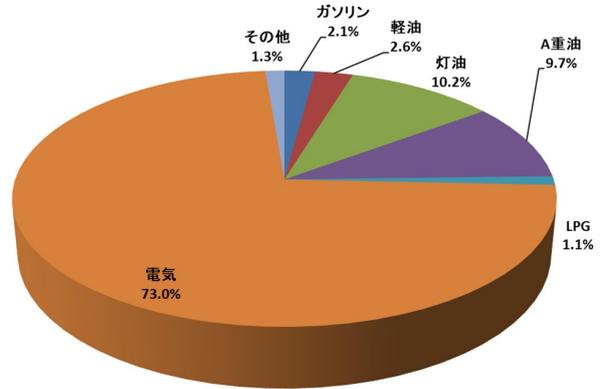


図2 項目別温室効果ガス排出割合

表1 各項目における温室効果ガス排出量

年度 \ 項目									(t-CO ₂)	
		ガソリン	軽油	灯油	A重油	LPG	電気	その他	合計	
平成25年度 (基準年度)	排出量	258	407	1,741	1,226	110	7,713	84	11,539	
	排出率	2.2%	3.5%	15.1%	10.6%	1.0%	66.8%	0.7%	100.0%	
令和元年度	排出量	161	218	861	837	101	6,086	89	8,353	
	排出率	1.9%	2.6%	10.3%	10.0%	1.2%	72.9%	1.1%	100.0%	
令和2年度	排出量	162	198	790	753	88	5,670	103	7,764	
	排出率	2.1%	2.6%	10.2%	9.7%	1.1%	73.0%	1.3%	100.0%	
対平成25年度比増減 (令和2年度)	増減量	△ 96.0	△ 209.0	△ 951.0	△ 473.0	△ 22.0	△ 2,043.0	19.0	△ 3,775.0	
	増減率	△ 37.2%	△ 51.4%	△ 54.6%	△ 38.6%	△ 20.0%	△ 26.5%	+ 22.6%	△ 32.7%	
対令和元年度比増減 (令和2年度)	増減量	1.0	△ 20.0	△ 71.0	△ 84.0	△ 13.0	△ 416.0	14.0	△ 589.0	
	増減率	+ 0.6%	△ 9.2%	△ 8.2%	△ 10.0%	△ 12.9%	△ 6.8%	+ 15.7%	△ 7.1%	

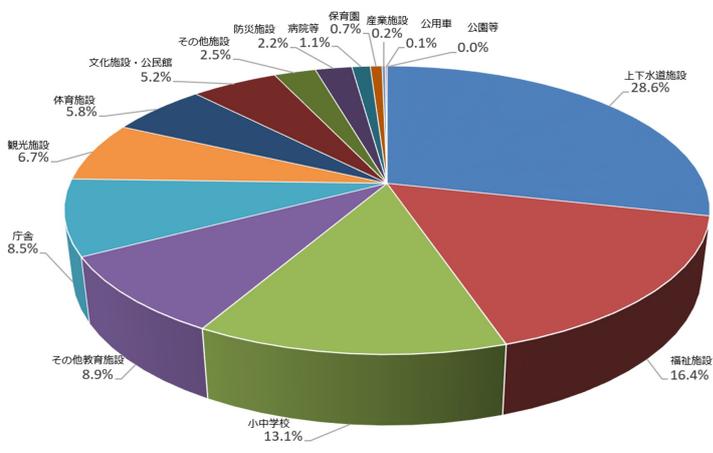
※各図、表は端数処理のため、集計の数値が異なる場合があります。

(2) 施設区分ごとの二酸化炭素総排出量

施設区分ごとでみると、上下水道施設が二酸化炭素排出量全体の約4分の1を占めており、次いで、文化施設・公民館、小中学校となっております。

表2 施設区分ごとの二酸化炭素総排出量 (t-CO2)

施設区分	施設合計	排出率
上下水道施設	2,219	28.6%
福祉施設	1,276	16.4%
小中学校	1,016	13.1%
その他教育施設(給食センター等)	689	8.9%
庁舎	658	8.5%
観光施設	522	6.7%
体育施設	447	5.8%
文化施設・公民館	407	5.2%
その他施設(防犯灯等)	192	2.5%
防災施設	174	2.2%
病院等	82	1.1%
保育園・幼稚園	53	0.7%
産業施設	17	0.2%
公用車(施設問わず)	7	0.1%
公園等	3	0.0%
項目合計	7,762	100%



※各表、図は端数処理のため、集計の数値が異なる場合があります。

5 目標の実績評価と今後の取組み

(1) 目標に対する実績と評価

令和2年度の二酸化炭素の排出量は基準年度である平成25年度と比較し、32.7%の減少、前年度と比較しても7.1%の減少となりました。理由としては、これまで実践してきた省エネ行動や燃費のよい公用車の導入等が排出量の削減に寄与したほか、久慈地域エネルギー株式会社より再エネ由来電力である「アマリングリーンでんき」を購入し、市内16箇所の公共施設に供給したことにより、排出量が大きく減少しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大による体育施設等の休館によるエネルギー消費減少によるものと考えられます。

(2) 今後推進すべき取組課題

これまで、不要な照明の消灯やクールビズ・ウォームビズなどの省エネ行動を実施してきましたが、目標を達成するにはこれまで以上の取組みとともに、施設設備を計画的に更新し、省エネ・再エネ設備の導入が求められます。また、2050年までに久慈市の保有施設の使用電力再生可能エネルギー100%達成を目指して、さらなる再エネ由来の電力を供給を進めてまいります。

3 区域施策編

1 調査方法及び内容

本市の市域全体から排出される二酸化炭素について、産業・家庭・業務・運輸・廃棄物部門ごとに、資源エネルギー庁の「エネルギー消費統計」等のデータを基に、環境省で示すマニュアルにより算出します。

また、基本目標として掲げる次の項目について、取組状況や指標に対する達成状況を点検します。

【基本目標】

- 「再生可能エネルギーの利用促進」
- 「省エネルギーの推進」
- 「低炭素・循環型社会づくり」
- 「吸収源の確保」
- 「普及啓発」

2 調査対象

久慈市における市民生活や事業活動において排出される温室効果ガスの削減に関する全ての事項を対象とします。

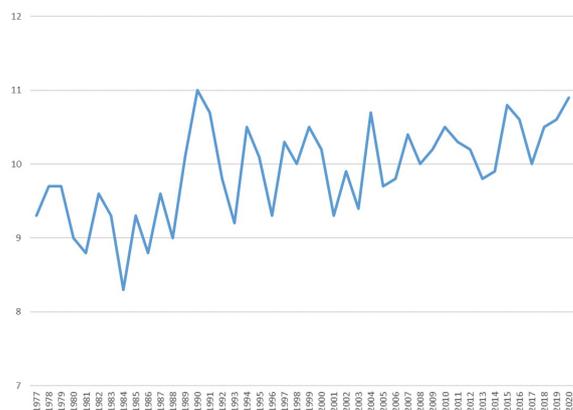
3 取組み目標

基準年度 平成24年度二酸化炭素総排出量・・・30.90万 t-CO₂/年

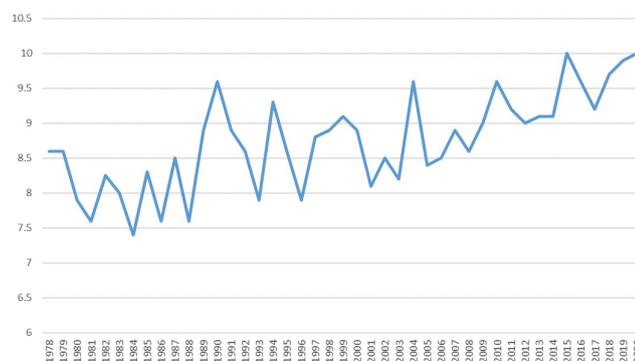
19.3% (5.97万 t-CO₂/年) の削減



目 標 令和2年度二酸化炭素総排出量・・・24.93万 t-CO₂/年



久慈の年間平均気温



山形の年間平均気温

出典：気象庁

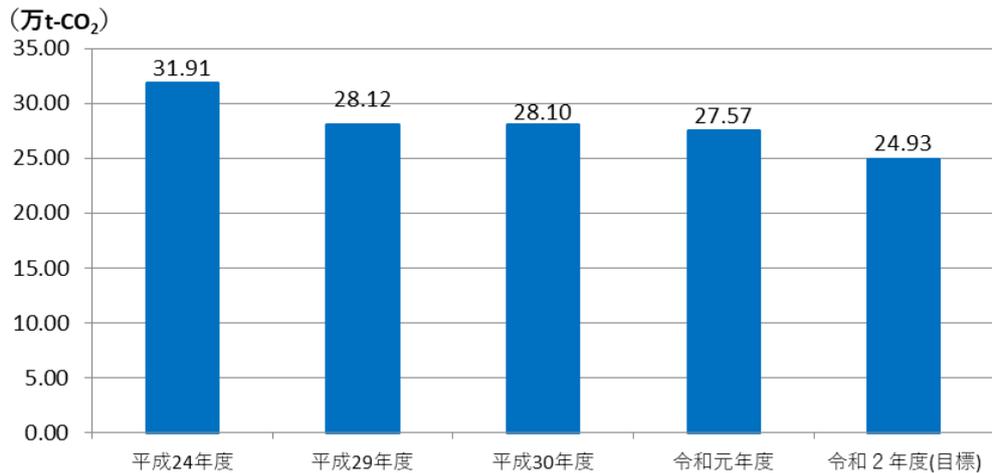
出典：気象庁

4 調査及び点検結果

※1「エネルギー消費統計」における令和2年度の数値が公表されていないため、令和元年度までの算定結果です。

(1) 二酸化炭素総排出量の状況

平成30年度の二酸化炭素総排出量は 27.57万 t-CO₂/年となり、平成24年度（基準年度）と比較して、4.34万 t-CO₂/年、率では13.59%の減少となりました。



(2) 部門別二酸化炭素排出量の状況

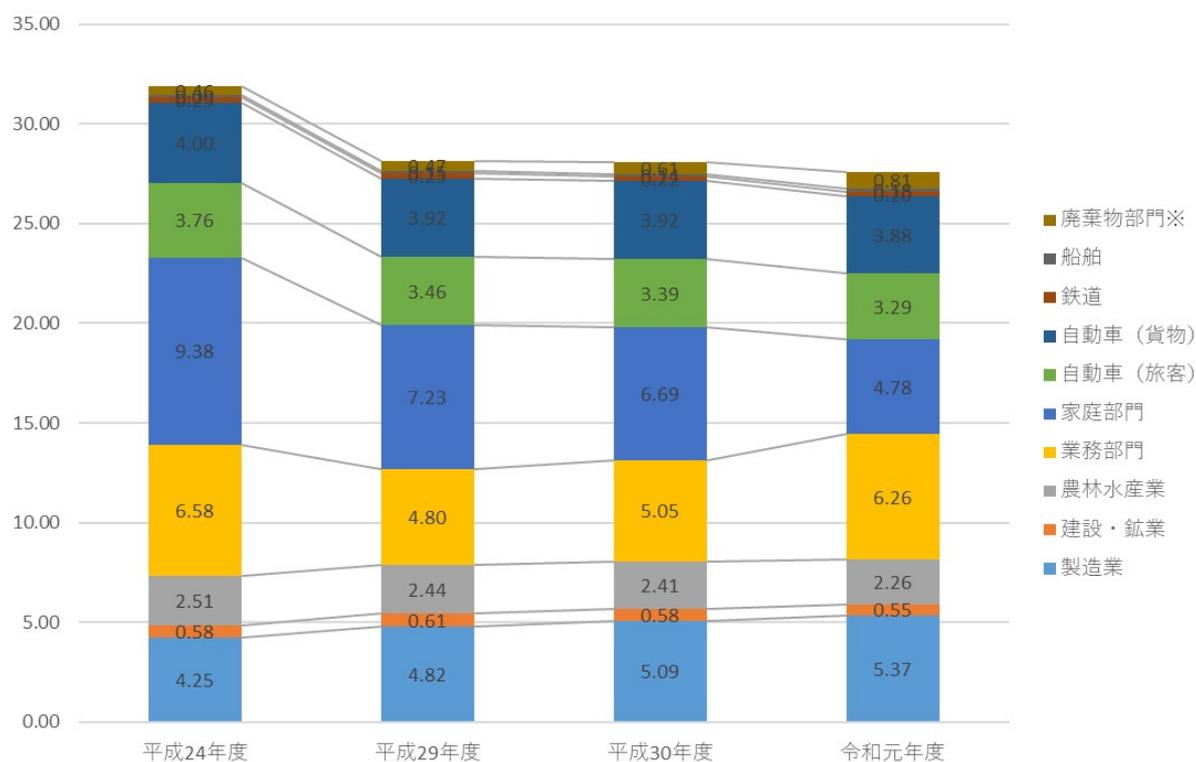
平成24年度と比較し、製造業部門で排出量が増加し、業務部門、家庭部門、運輸部門が減少しました。

部門別二酸化炭素排出量

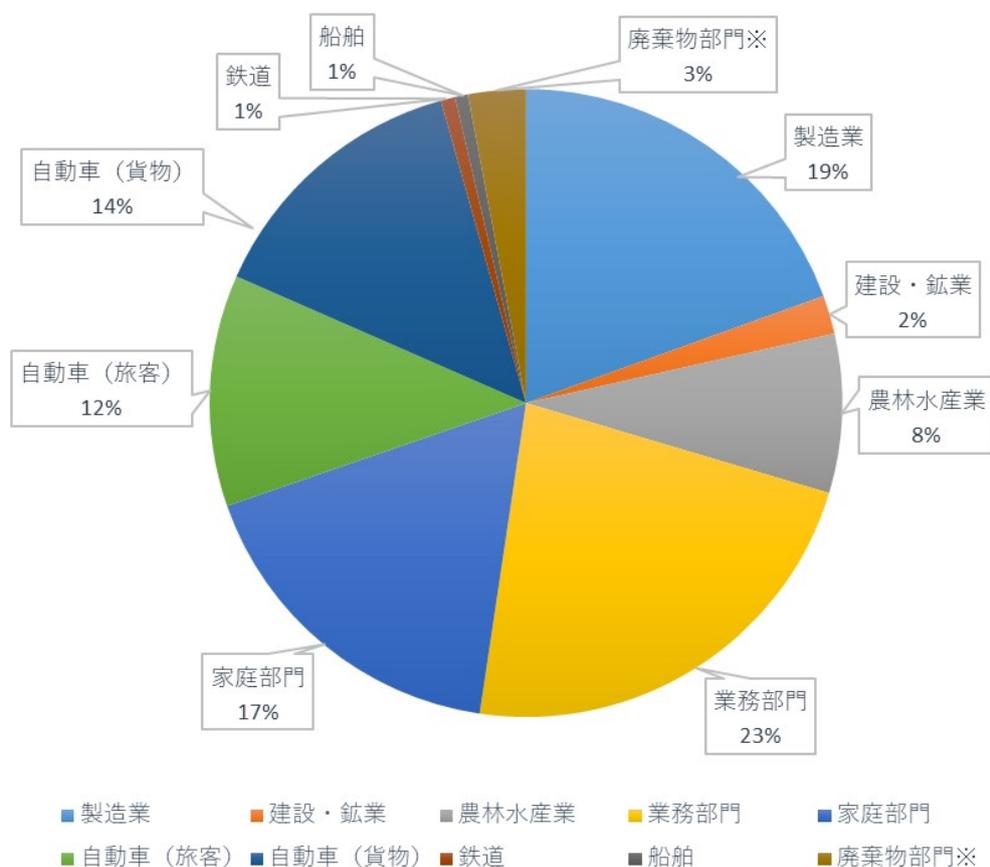
部 門		平成24年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	24年度-元年度 (増減量)	24年度/元年度 (増減率)
産業部門	製造業	4.25	4.82	5.09	5.37	1.12	26.28%
	建設・鉱業	0.58	0.61	0.58	0.55	-0.03	-5.86%
	農林水産業	2.51	2.44	2.41	2.26	-0.25	-10.12%
	小計 (①)	7.35	7.87	8.08	8.17	0.82	11.16%
業務部門 (②)	6.58	4.80	5.05	6.26	-0.32	-4.83%	
家庭部門 (③)	9.38	7.23	6.69	4.78	-4.60	-49.03%	
運輸部門	自動車 (旅客)	3.76	3.46	3.39	3.29	-0.47	-12.61%
		(貨物)	4.00	3.92	3.92	3.88	-0.12
	鉄道	0.29	0.23	0.22	0.20	-0.09	-30.34%
	船舶	0.09	0.15	0.14	0.18	0.09	103.33%
	小計 (④)	8.14	4.46	7.67	7.55	-0.59	-7.29%
廃棄物部門※ (⑤)	0.46	0.47	0.61	0.81	0.35	76.30%	
合計 (① + ② + ③ + ④ + ⑤)	31.91	28.12	28.10	27.57	-4.34	-13.59%	

※各表、図は端数処理のため、集計の数値が異なる場合があります。

部門別二酸化炭素排出量



部門別二酸化炭素排出割合



※各表、図は端数処理のため、集計の数値が異なる場合があります。

5 基本目標に対する取組状況

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

①再生可能エネルギーの導入促進

項目	具体的な取組状況
太陽エネルギー利用システムの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金を交付し、市内住宅への太陽光発電システムの導入を支援した。 ○太陽光発電システムを、令和2年度末時点で市保有施設19施設に導入した。
グリーン電力証書の活用促進	○未実施
木質バイオマス資源の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「べっぴんの湯」へのチップボイラーを導入した。 ○家庭用ストーブの活用ではないが、熱供給と乾燥チップの製造を行う施設整備を支援し、未利用の森林資源を中心に燃料として活用する仕組みを構築し運用を支援した。 ○菌床しいたけ製造施設への熱供給に向けた木質バイオマスを利用したボイラーの整備を支援した。
再生可能エネルギーの利活用の基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギー導入の基盤となる送電網が脆弱であることから、その強化について、国等に対し要望した。 ○岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業についての情報提供を行い、当該事業を利用して情報交流センターに太陽光発電システムが設立された。 ○自家消費型再エネ発電システム導入促進事業費補助金の市HPへの掲載を行った。

②再生可能エネルギー等の研究開発支援及び調査検討

項目	具体的な取組状況
再生可能エネルギー等の研究開発支援及び調査検討	<ul style="list-style-type: none"> ○環境省委託事業（浮体式洋上風力による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務）などを実施し、洋上風力発電事業実現に向けた各種調査を実施中。 ○地域活性エネルギーリンク協議会等が開催するセミナー等へ参加した。 ○環境省委託事業（浮体式洋上風力による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務）を実施し、洋上風力発電事業実現とともに、余剰電力等を活用した水素の利活用についても調査検討中。

(2) 省エネルギーの推進

①建物の省エネルギー化の推進

項目	具体的な取組状況
環境配慮型建築物の普及促進	○公共施設の設計、工事においては、省エネ性能の高い材料、器具の選定を実施した。 ○省エネ改修や長期優良住宅に対する減額措置を行った。
壁面緑化や緑のカーテンの普及促進	○イベント時や市庁舎へのポスター掲示による啓発を行った。

②省エネルギー設備等の普及

項目	具体的な取組状況
省エネ診断の促進	○市民への省エネ診断機器の貸出しについて検討した。
高効率機器等省エネルギー設備の普及促進	○市役所では、LED照明及び太陽光発電設備を導入済み。 ○観光交流センターでは、LED照明及び太陽光発電設備を導入済み。 ○久慈市情報交流センターに太陽光発電設備及びLED照明を導入した。 ○岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業についての情報提供を行い、当該事業を利用してLED防犯灯230灯のLED化を実施した。
環境マネジメントシステムの普及促進	○未実施

③日常生活・事業活動における省エネルギー行動の推進

項目	具体的な取組状況
省エネルギー行動の推進	○クールビズ・ウォームビズなどの実施について、市職員、市内の小中学校及び環境活動団体などへの呼びかけの実施と市施設で実施した。

(3) 低炭素・循環型社会づくり

①公共交通や自転車の利用促進

項目	具体的な取組状況
公共交通・自転車の利用促進	○路線バス「久慈大野線」をはじめ、三陸鉄道北リアス線、JR八戸線の利用促進事業を実施した。 ○公共交通機関の利用促進、自動車排出ガスによる大気汚染の防止、更には、徒歩通勤等による健康保持・増進の観点から、第2・第4水曜日は「マイカー自粛デー」として職員に対して通知を行った。 ○市役所、文化会館、社会体育施設、観光施設などに駐輪場又は駐輪スペースを整備済み ○久慈市情報交流センターに51台分の駐車スペースを整備した。 ○既に整備されている河川沿いの園路などを利用した自転車走行空間について、災害復旧をはじめ、適切な維持管理に努めた。

②自動車利用時のCO2排出量の低減

項目	具体的な取組状況
交通の円滑化	○市内の道路整備（改良、舗装）により円滑な交通を確保し、二酸化炭素排出量の削減に努めた。
電気自動車などのエコカーの利用促進	○令和2年度は公用車の更新を行う際、ハイブリッド自動車を1台導入しました。今後も公用車の更新の際は低燃費、低公害等の導入に努めて参ります。
エコドライブの促進	○アイドリングストップや急発進・急停車の抑制について、市職員に対し呼びかけを行った。

③ごみの減量化・資源化の推進

項目	具体的な取組状況
家庭ごみの減量化・資源化の推進	○ごみの状況を毎月広報で公表した。 ○ごみ分別講習会や市衛生班連合会と共催で施設見学会や環境学習講座を開催した。 ○令和2年1月より指定ごみ袋制度を開始した。
事業系ごみの減量化・資源化の推進	○ごみの出し方について、分別指導に努めた。
未分別品目の再資源化の促進	○平成29年1月から「雑がみ」のリサイクル回収を開始した。 ○平成30年5月から「ビン」の回収対象を拡大した。
環境配慮商品の購入促進	○グリーン購入推進方針に基づき、環境配慮商品の優先した購入に努めている。

(4) 吸収源の確保

①森林の保全・活用

項目	具体的な取組状況
森林保全の促進	○市有林にかかる「森林経営計画」を作成した。計画に基づき市有林の適正な管理を行う。 ○平成31年度以降は、新たに施行される「森林経営管理制度」をふまえた取り組みを行う。 ○市有林について、10～20ha程の市有林について、伐採、地拵え、植栽、下刈、間伐等の森林整備を実施しているところであり、今後も継続して市有林の計画的な更新と整備を図る。 ○地域の森林状況の把握について、林地台帳の整備を進めた。
森林保全の人材確保	○久慈地方「木の仕事」協議会と連携するとともに、広報や久慈市HPにより、林業技術セミナー等の情報を提供した。 ○森林整備ボランティア等への市担当職員の参加
地元産木材の活用促進	○新設される公共施設への地元産材の利用を働きかけた。また、木質バイオマスを燃料とするボイラーの導入を推進し、間伐材等の有効活用にも努めた。

②緑地保全と緑化の推進

項目	具体的な取組状況
敷地内緑化の推進	○市のホームページで公園の情報を公開提供した。 ○開発行為において、緑化の指導、助言を実施した。

(5) 普及啓発

①情報提供の推進

項目	具体的な取組状況
「見える化」の促進	○県が実施する事業者向け省エネ「見える化事業」や家庭向け「うちエコ診断」等のチラシを配架し普及啓発に努めた。
地球温暖化対策の取組等の情報の発信と受信	○市ホームページや広報等を活用し、温暖化対策の取組情報を発信した。

②体験・学習機会の創出

項目	具体的な取組状況
地球温暖化対策に関する講座等の実施	○当市の自然・産業・文化を生かし、岩手県内外の学校等を対象とした教育旅行等受入を行い、シャワークライミングやトレッキング、漁業体験などを実施した。
久慈市地球温暖化対策地域協議会の活用	○久慈市地球温暖化対策地域協議会の一員として、当協議会が実施する事業を支援し活性化を図った。

6 取組の達成度及びCO2削減量

基本項目	達成度指標 (【 】内は担当課)	基準	現状値		目標値	
		2014 (H26)	2020 (R2)	CO ₂ 削減量 2020 (R2)	2020 (R2)	CO ₂ 削減量 2020 (R2)
再生可能 エネルギーの 利用 促進	太陽光発電設備の導入件数(累積) 【企業立地港湾課】	531 件	814 件	—	750 件	—
	固定価格買取制度における再生可 能エネルギー発電設備の導入容量 【企業立地港湾課】	8,329kW	26,360kW (R1年数値)	14,561 t-CO ₂ /年 (R1年数値)	17,000kW	9,391 t-CO ₂ /年
	グリーン電力証書に関する周知回 数【生活環境課】	0 回	0 回	— (計算不可)	3 回	— (計算不可)
	薪ストーブ、ペレットストーブへの 助成件数(累積)(平成28年度ま で)【林業水産課】	71 件	183 件	347.7 t-CO ₂ /年	200 件	380 t-CO ₂ /年
	普及啓発回数【港湾・エネルギー推 進課、生活環境課】	7 回	5 回	— (計算不可)	12 回	— (計算不可)
省エネ の推 進	長期優良住宅の減税件数(累計) 【税務課】	56 件	160 件	140.8 t-CO ₂ /年	120 件	105.6 t-CO ₂ /年
	省エネ診断の実施件数【生活環境 課】	23 件	—	— (計算不可)	40 件	— (計算不可)
	防犯灯等のLED化率【生活環境 課】	9% 345 灯	32.4% 1,260 灯	37.8 t-CO ₂ /年	20% 766 灯	22.98 t-CO ₂ /年
	環境マネジメントシステムの導入 件数【生活環境課】(アンケート)	13 件	—	—	20 件	30.1 t-CO ₂ /年
	「環境会計」「環境家計簿」への 参加件数【生活環境課】	0 件	0 件	— (計算不可)	10 件	— (計算不可)
低炭素・循 環型社会 づくり	公共交通機関利用人員【地域づく り振興課】	63,516 人	53,082 人	— (計算不可)	70,000 人	— (計算不可)
	ノーマイカーデー実施日数【総務 課】	月2回 (第2、第4 水曜)	月2回 (第2、第4 水曜)	— (計算不可)	月2回 (第2、第4 水曜)	— (計算不可)
	公用車に導入するクリーンエネル ギー自動車の台数【財政課】	9 台	9 台	11.7 t-CO ₂ /年	12 台	15.6 t-CO ₂ /年
	広報等による情報提供回数【生活 環境課】	0 回	5 回	— (計算不可)	2 回	— (計算不可)
	久慈市におけるクリーン自動車の 割合(アンケート)【生活環境課】	6%	—	—	10%	1.43 t-CO ₂ /年
低炭素・ 循環型社 会づくり	エコドライブ講習会等参加人数 (講演会、啓発イベント含む)【生 活環境課】(累計)	200 人	1,600	550.4 t-CO ₂ /年	1,750 人	602 t-CO ₂ /年
	生活系ごみ処理量【生活環境課】	9,968t	8,881t	— (計算不可)	9,238t	— (計算不可)
	生活系ごみの排出量(1人1日平 均排出量)【生活環境課】	737g /人/日	707g /人/日	— (計算不可)	734g /人/日	— (計算不可)
	事業系ごみの排出量【生活環境課】	3,909t	3,448t	— (計算不可)	3,748t	— (計算不可)

基本項目	達成度指標 (【 】内は担当課)	基準	現状値		目標値	
		2014 (H26)	2020 (R2)	CO ₂ 削減量 2020 (R2)	2020 (R2)	CO ₂ 削減量 2020 (R2)
吸収源の 確保	森林整備面積【林業水産課】(累計)	29ha	233.7ha	1,283 t-CO ₂ /年	50ha	274.5 t-CO ₂ /年
	森づくりイベント実施面積【林業水産課】	0.3ha	未実施	— (計算不可)	2.5ha	— (計算不可)
普及啓発	うちエコ診断実施世帯数【生活環境課】	0件	0件	— (計算不可)	10件	— (計算不可)
	地球温暖化に関する周知回数【生活環境課】	2回/年	5回/年	— (計算不可)	2回/年	— (計算不可)
	エコツアーリズム等の体験学習参加人数【商工観光課】	8,812人 (延べ人数)	2,924人	— (計算不可)	11,200人 (延べ人数)	— (計算不可)
	イベント開催数【生活環境課】	3回/年	0回/年	— (計算不可)	5回/年	— (計算不可)

7 目標の実績評価と今後の取組み

(1) 目標に対する実績と評価

令和元年度の久慈市全域の二酸化炭素の排出量は、27.57万 t-CO₂/年となり、基準年度である平成24年度と比較し、4.3万 t-CO₂/年、率では13.59%の減少となりました。

平成30年度と比較すると、製造業や業務部門で増加し、家庭部門は大きく減少しました。

(2) 今後推進すべき取組課題

市内から排出される二酸化炭素排出量は、年々減少していますが、削減目標には及ばない状況です。市民の地球温暖化に対する意識は年々高まっておりますが、省エネ行動の実施等をさらなる推進が必要です。環境講演会の開催や民間事業者と連携した啓発活動を実施し、市民のさらなる意識向上を図るとともに、ZEHやZEB、電動自動車等の省エネ施設等の導入の促進を図ってまいります。また、現在久慈市で進めている洋上風力発電や陸域風力発電、木質バイオマス熱など、様々な再生可能エネルギーの利活用を進めてまいります。

kuji

資料編

- 1 環境基本条例
- 2 環境基準
- 3 環境用語解説

環境基本条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策

第 1 節 施策の基本方針等（7 条—第 10 条）

第 2 節 環境の保全及び創造に関する基本的施策（11 条—第 23 条）

第 3 節 地球環境保全の推進（第 24 条・第 25 条）

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第 26 条・第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因になるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下に同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むために環境と共生し、自然との調和のとれた豊かな環境を確保するとともに、これを将来にわたって継承していくよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源が有限であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築するように行われなければならない。
- 3 環境への負荷の低減は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が深く関わっていることを考慮し、すべての者がそれぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の提言に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の提言に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策

第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られること。
- (3) 森林、農地、水辺地当における多様な自然環境が地域条件に応じて適正に保全されること。
- (4) 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するよう、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用等が促進されること。
- (5) 水系ごとの流域における環境について、総合的にその保全が図られること。
- (6) 人と自然との豊かなふれあいが確保されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、事業者及び市民の意見を反映することが出来るように必要な措置を講ずるとともに、久慈市環境審議会の意見を聞かなければならない。

- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(環境基本計画との整合性の確保等)
- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。
(環境等の状況の公表)
- 第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を公表しなければならない。
第2節 環境の保全及び創造に関する基本的施策
(環境影響評価の推進)
- 第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(規制の措置)
- 第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全に関する協定の締結)
- 第13条 市長は、環境の保全場の支障を防止するため、必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。
(誘導的措置)
- 第14条 市は、事業者及び市民が自らの行為に関わる環境への負荷を提言するための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採るように誘導するために、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(環境の保全に関する施設の整備等の推進)
- 第15条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障を防止し、又はその防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
(廃棄物の減量等の推進)
- 第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。
(環境への負荷の提言に資する製品等の利用の促進)
- 第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の提言に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(環境教育及び環境学習の推進等)
- 第18条 市は、事業者及び市民の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に関し必要な措置を講ずるものとする。
(市民団体等の自発的な活動の促進)
- 第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
(情報の収集及び提供)

第 20 条 市は、環境の保全及び創造に関する必要な情報の収集に努めるとともに、これを適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第 21 条 前 3 条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施設の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民及び事業者の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の状況の把握等)

第 22 条 市は、環境の状態の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 節 地球環境の全の推進

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、前節に掲げる施策と相まって、地球環境保全に貢献することのできる施策を推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制

(総合的な調整等のための体制)

第 26 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(民間団体等との協働体制)

第 27 条 市は、環境保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、民間団体が協働することのできる体制の整備に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

2

環境基準

大気関係

■ 環境基準

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質
環境上の条件	1時間値の1日平均0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1時間値の1日平均値0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1時間値0.06ppm以下であること	1年平均値が15ug/m ³ 以下、かつ1日平均値が35ug/m ³ 以下であること
達成期間	維持され、又は原則として五年以内において達成されるよう努める	環境基準を満足している地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努める	維持され、又は早期に達成されるよう努める			

有害大気汚染物質（ベンゼンなど）に係る環境基準

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
達成期間	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努める			

(注1) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

(注2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

(注3) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

<環境基準の評価方法(要約)>

環境基準による大気汚染の評価

長期的評価	大気汚染に対する施策の効果などを判断するうえで年間における測定結果から評価することが必要で、1日平均値につき測定値の高い方から2%の範囲にある日数を除外して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いをしない。
短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について環境基準の評価を行う。なお、1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測（異常値を含む）が1日（24時間）のうち4時間を超える場合には評価の対象としない。
98%値評価	二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合には達成されないものと評価する。

水質関係

■ 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	トリクロロフルオロメタン	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ 以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
		1,4-ジオキサソリン	0.05 mg/ℓ 以下
達成期間	直ちに達成され、維持されるように努めるものとする		
該当水域	全公共用水域		

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

■ 生活環境の保全に関する環境基準

● 河川(湖沼を除く)

生活環境の保全に関する環境基準①

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級,自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級,水産1級,水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水道3級,水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水産3級,工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級,農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級,環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—
該当水域	全公共用水域のうちの種類指定水域					

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
 (注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準②

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域			

(注1) 基準値は年間平均値とする。

● 湖 沼(天然湖沼及び貯水量 1,000 万m³ 以上の人工湖)

生活環境の保全に関する環境基準①（全窒素、全燐以外の項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下
A	水道2級、水道3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
C	工業用水2級及び環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/ℓ 以上	—
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域					

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

(注4) 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準②（全窒素、全燐）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下
Ⅱ	水道 1～3 級、水産 1 種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
V	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域		

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- (注2) 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- (注3) 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- (注4) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- (注5) 基準値は、年間平均値とする。
- (注6) 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖をすおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- (注7) 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

生活環境の保全に関する環境基準③

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域			

(注1) 基準値は年間平均値とする。

● 海 域

生活環境の保全に関する環境基準①（全窒素、全燐以外の項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000MPN/100mℓ 以下	検 出 されないこと。
B	水産 2 級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検 出 されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域					

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

(注3) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(注4) 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml 以下とする。

(注5) n-ヘキサン抽出物質（油分等）の定量限界は 0.5 mg/ℓ

生活環境の保全に関する環境基準②（全窒素、全燐）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水及び生物生息環境保全	1 mg/ℓ 以下	0.09 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域		

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

(注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(注4) 基準値は、年間平均値とする。

(注5) 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖をするおそれがある海域について行うものとする。

生活環境の保全に関する環境基準③

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/ℓ 以下	0.0007 mg/ℓ 以下	0.006 mg/ℓ 以下
該当水域	全公共用水域のうちの類型指定水域			

(注1) 基準値は年間平均値とする。

■ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロフルオロメタン	0.01 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロフルオロメタン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキササン	0.05 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエチレン	1 mg/ℓ 以下	クロロフルオロメタン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/ℓ 以下

(注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

土壌関係

■ 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	項目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下、かつ農用地では米1kgにつき0.4mg以下	β-1,2-γ 加01㍻	検液1ℓにつき0.04mg以下
全シアン	検液中に検出されないこと	1,1,1-トリ001㍻	検液1ℓにつき1mg以下
有機燐	検液中に検出されないこと	1,1,2-トリ001㍻	検液1ℓにつき0.006mg以下
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下	トリ001㍻	検液1ℓにつき0.03mg以下
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下	テ5㍻001㍻	検液1ℓにつき0.01mg以下
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下、かつ農用地(水田)では土壌1kgにつき15mg未満	1,3-γ 加00° ㍻	検液1ℓにつき0.002mg以下
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下	チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	シマジソ	検液1ℓにつき0.003mg以下
PCB	検液中に検出されないこと	チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下
銅	農用地(水田)で土壌1kgにつき125mg未満	ベンゼソ	検液1ℓにつき0.01mg以下
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下	セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下	ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下
加01㍻(別名塩化ビニル又は塩化ビニルマー)	検液1ℓにつき0.004mg以下	ほう素	検液1ℓにつき1mg以下
1,2-γ 加01㍻	検液1ℓにつき0.004mg以下	1,4-ジオキサソ	検液1ℓにつき0.05mg以下
1,1-γ 加01㍻	検液1ℓにつき0.1mg以下		

(注1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものによっては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

(注2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値によっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

(注3) 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注4) 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

ダイオキシン類関係

■ ダイオキシン類に関する環境基準

ダイオキシン類に関する環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアースンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/ℓ以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(注1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

(注2) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

(注3) 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

(注4) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

騒音関係

■ 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域 類型	時 間 区 分		類型指定地域 当てはめ地域
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	特に静穏を要する地域
A	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域等
C	60デシベル以下	50デシベル以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち2車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

(注1) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

(注2) 「幹線交通を担う道路」とは、道路交通法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（4車線以上）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

(注3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を越える道路では20メートルの区域をいう。

3

環境用語解説

五音	用語	内容
あ 行	アイドリングストップ	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年から開始した運動で、必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など、不要と考えられる場合には自動車のアイドリングを止めるなどがあげられる。
	一般環境大気測定局	大気の汚染の状況を常時監視するため設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置されたものを一般環境大気測定局という。
	エコファーマー	環境にやさしい農業を進めるため、平成11年に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づいて、堆肥などによる土づくりと化学肥料、化学農薬の使用を低減する生産方式を導入しようとする農業者を「エコファーマー」として知事が認定する制度。「エコファーマー」になると農業改良資金の貸付に関する特例や税制上の特例が受けられる。
	オゾン層	地上から20～25kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。酸素が、成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、オゾンとなることで形成される。オゾンは波長域200～360nmの光を強く吸収するため、オゾン層の存在が生物に有害な紫外線を地表に届きにくくしている。
か 行	化学的酸素要求量（COD）	水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、河川、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標である。事業場や家庭からの排水には多くの有機物が含まれている。これらの排水が河川、湖沼、海域に放流されると、富栄養化となり、プランクトンが異常発生し、赤潮や青潮の原因となる。
	環境エコ協力店	簡易包装の推進、使い捨て容器・製品の使用削減、資源回収の推進、紙ごみの減量、消費者に対するPRの推進、従業員への環境教育などの環境に配慮した事業を実施している店舗に対し、自治体が特定の制度などにより認定したもの。
	環境基準	環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」をいう。
	環境基本法	今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成5年11月19日公布、施行。
	グリーン購入ネットワーク	グリーン購入の取り組みを促進するための企業・行政・消費者のネットワーク。全国の多種多様な企業や団体が同じ購入者の立場で参加する。グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいう。
	こどもエコクラブ	環境庁（現環境省）が平成7年度から開始した事業で、子どもたちが地域の中で仲間と一緒に地域内や地球規模の環境に関する取り組みや活動ができるよう、小中学生を対象にしたクラブを各地に設立し、その活動を支援するもの。
	ごみの資源化率	$(\text{資源リサイクル回収量（可燃系・不燃系）} + \text{資源プラスチック類回収量}) \div \text{一般廃棄物排出量} \times 100$
さ 行	酸性雨	化石燃料の燃焼などにより大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨や霧に取り込まれ、酸性になって地上に落下した雨等をいう。主として石油などの化石燃料の燃焼により生ずる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中で硫酸や硝酸に変化し、雨等に溶けて生じるpHの低い降水物をいう。広義には、霧や雪を含む湿性沈着及びガスやエアロゾルの形態で生じる乾性沈着を含める。
	室内環境汚染物質	室内環境汚染物質には、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン等の化学物質やVOC（揮発性有機化合物）、ハウスダスト（カビやダニの死骸、綿ぼこり、花粉）等がある。この中で、ホルムアルデヒドは合板や壁紙などの接着剤や合成樹脂に多く含まれ、防腐、殺菌作用があり、目、鼻やのど等への刺激が強く、発がん性があるといわれている。住宅の高気密化ゆえに室内の換気量が不足し、シックハウス症候群や化学物質過敏症など健康被害が問題になっている。
	浄化槽	し尿、台所や風呂等から出る雑排水を処理する家庭用の設備で、様々な大きさのものがあるが、下水道終末処理場と同程度の処理能力があり、設置に要する期間が短いなどの利点がある。

五音	用語	内容
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の汚染物質 (有機物) が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと、河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
た 行	ダイオキシン類	塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、①ポリ塩化ジベンソパラジオキシン (PCDDs)、②ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)、③コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の3物質群 (単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称) を「ダイオキシン類」と定義している。分解しにくい性質を持つことから環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。ダイオキシン類の濃度を表す場合、環境大気中では pg-TEQ/m ³ N という単位が使われる。 1pg (ピコグラム) : 1 兆分の 1g m ³ N : 0°C、1 気圧の状態に換算した気体の体積
	地球温暖化	温室効果ガスにより熱がこもり、地球の温度が上昇する現象をいう。温室効果ガスとは、太陽光線により暖められた地表面から放射される熱を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいう。
	TEQ	毒性等量のこと。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-四塩化ジベンソパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す符号。
	低公害車	従来ガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車。電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン自動車・LPG 自動車・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、率先して公用車に導入するとともに、一般に広く推奨するものである。
	典型7公害	水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭を一般に典型7公害と呼ぶ。
	特定植物群落	わが国の植物相を具体的に形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなどの種類やその生育地、生育状況等を選定基準を設けて、これに該当する植物群落を地域特性も考慮しながら都道府県別に選定したもの。
	都市計画区域	市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発、保全する必要がある区域のこと。
	都市公園	都市計画区域内に設置されており、市で管理する公園または緑地で、供用開始を公示した公園。
な 行	二酸化硫黄 (SO ₂)	硫黄と酸素の化合物で、工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり大気に排出され汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質となる。このため環境基本法に基づき、人の健康の保護の見地から環境基準が定められている。
	二酸化窒素 (NO ₂)	窒素と酸素の化合物で、主として物が燃焼することにより発生する。呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物 (NOx) の一種。発生源は自動車や工場、事業場などがあげられる。
は 行	ppm	百万分率 (100 万分の 1 = part per million) の略。例えば、空気 1m ³ 中に 1cm ³ のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を 1ppm という。
	ビオトープ	野生生物の生息空間。生物を意味する “Bio” と場所を意味する “Tope” を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。安定した生活環境を持った「動植物の生息空間」のこと。最近、都市部の河川整備、公園造成などの際に、ビオトープをつくる動きが活発になってきており、ホテルや白鳥の生息地の復活・創出や、自然公園型のビオトープの創出などの取り組み事例がある。
	浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径が 10μm (1mm の 1,00 分の 1) 以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、工場、事業場等産業活動に係るものだけでなく、自動車の運行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がり等の自然現象によるものもある。
	フロン	スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていた化学物質で、特にオゾン層を破壊する作用の強いフロン 11, 12, 113, 114, 115 については、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、1995 年末までに生産が全廃されている。

五十音	用語	内容
ま 行	モニタリング	環境の状態などを定期的に統一的な手法で把握・監視すること。
や 行	有害化学物質	人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質として「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」などでそれぞれ指定し、取扱いを規制している物質。「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」では、難分解性、高蓄積性で慢性毒性のあるPCB、DDTなどが第一種特定化学物質に指定され、原則的に製造・輸入が禁止されている。
	遊休地農地	近年、担い手の高齢化・減少等により、耕作放棄地などのいわゆる遊休農地が増加している。遊休農地の増加は、雑草の繁茂や病害虫の発生など近隣農地への悪影響、農地の集团的利用の阻害要因となるなど、農業経営の現場でさまざまな問題を引き起こしている。
ら 行	リサイクル	ごみの再資源化のこと。物質としてのリサイクル（マテリアル・リサイクル）と物質の構造を変えるリサイクル（ケミカル・リサイクル）、ごみを焼却する際の熱エネルギーを活用する廃熱利用（サーマル・リサイクル）がある。また、リサイクルに優先する取り組みとしてごみ発生の抑制（リデュース）と再使用（リユース）がある。

令和3年度版環境報告書

令和4年3月

発行 久慈市 生活福祉部 生活環境課

〒028-8030 久慈市川崎町1番1号